障害福祉のしおり

（Ｒ５年１１月 改訂版）

室 蘭 市

Muroran

目次

【はじめに】障害程度別該当事業一覧

１．障害者手帳について【Ｐ１～２】

（１）身体障害者手帳
（２）療育手帳
（３）精神障害者保健福祉手帳

２．各種相談について【Ｐ３～５】

（１）相談支援事業(基幹相談支援センター)
（２）身体障害者・知的障害者相談員
（３）ろうあ者生活相談員
（４）民生委員・児童委員
（５）心身障害者巡回相談
（６）障がい者１１０番事業

３．医療費の助成（給付）について【Ｐ６～８】

（１）重度心身障害者医療費助成制度
（２）自立支援医療
・更生医療
・育成医療
・精神通院医療
（３）小児慢性特定疾病医療費助成
（４）特定医療費（指定難病）などの医療給付
（５）治療用装具

４．年金などについて【Ｐ９～１０】

（１）国民年金（障害基礎年金）
（２）厚生年金（障害年金、障害手当年金）
（３）特別障害者手当
（４）特別障害給付金
（５）北海道心身障害者扶養共済制度

５．公共料金などの割引､減免について【Ｐ１１～１６】

（１）ＪＲ運賃の割引制度
（２）民営バス（道南バス）割引制度
（３）フェリー運賃の割引制度
（４）国内航空運賃の割引制度
（５）重度心身障害者タクシー料金助成
（６）タクシー運賃の割引制度
（７）有料道路における通行料金割引制度
（８）ＮＨＫ放送受信料免除制度
（９）ＮＴＴの「電話番号案内料」の免除制度
（１０）携帯電話の基本使用料などの割引
（１１）呼吸器機能障害者への電気料助成
（１２）水道料金および下水道使用料の減免
（１３）し尿処理手数料の減免
（１４）室蘭市指定ごみ袋の配布
（１５）地域活動支援センターなどの通所交通費助成
（１６）市施設利用料の免除

６．税金の控除・減免について【Ｐ１７～１８】

（１）所得税、道・市民税の控除
（２）相続税の控除
（３）消費税の身体障害者用物品非課税
（４）事業税の非課税
（５）自動車税の課税減免･環境性能割の減免
（６）軽自動車税の種別割減免

７．障害者総合支援法に基づくサービスについて【Ｐ１９～２３】

（１）制度の概要
（２）障害福祉サービス
（３）相談支援事業
（４）補装具費

８．地域生活支援事業について 【Ｐ２４～２７】

（１）相談支援事業
（２）手話通訳者の配置
（３）手話通訳協力員・要約筆記協力員の派遣
（４）日常生活用具の給付
（５）成年後見制度利用支援事業
（６）移動支援事業
（７）地域活動支援センター
（８）訪問入浴サービス
（９）発声教室開催事業
（１０）日中一時支援事業
（１１）声の「広報むろらん」の発行
（１２）視覚障害者生活情報提供事業
（１３）点訳・要約筆記・手話奉仕員養成

９．その他制度について 【Ｐ２８～３４】

（１）駐車禁止除外指定車標章の交付
（２）むろらん手話電話サービス
（３）自動消火器・火災警報器設置
（４）緊急通報装置の設置
（５）車いすの貸出
（６）ファクス利用の支援
（７）生活福祉資金制度
（８）ふとん乾燥サービス
（９）市営住宅の入居
（１０）医療的ケア支援事業
（１１）郵便等による不在者投票制度
（１２）ＦＡＸ（ファクス）１１９番通報
（１３）障がいのある人に関するマーク

１０．雇用の促進について 【Ｐ３５】

（１）北海道障害者職業能力開発校の入校
（２）職場適応訓練制度
（３）障害者就業・生活支援センター事業
（４）職業相談・職業評価・職業準備支援・職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援事業・リワーク支援
（５）事業主に対する諸制度

１１．障がいのある子の支援 【Ｐ３７～４１】

（１）特別児童扶養手当
（２）障害児福祉手当
（３）室蘭市災害遺児手当
（４）軽度・中等度難聴児に対する補聴器購入費等助成事業
（５）小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業
（６）特別支援教育
（７）特別支援保育
（８）障がい児サービス
・「子ども発達支援センターあいくる」

１２．障害福祉団体 【Ｐ４２～４６】

１３．障がいのある人のための施設（市内）【Ｐ４７】

１４．障害者福祉総合センター（愛称：ぴあ２１６）【Ｐ４９～５０】

１５．市内公共施設の福祉トイレ一覧 【Ｐ５１～５２】

１６．よくある質問Ｑ＆Ａ 【Ｐ５３～５４】

１７．参考資料 【Ｐ５５～５８】

（１）身体障害者障害程度等級表
（２）国民年金法障害等級表
（３）障害児福祉手当障害程度表
（４）特別障害者手当障害程度表

障害程度別該当事業一覧①

制度			障害者手帳について	各種相談						医療費の助成（給付）							年金など				
障害種別		等級		相談支援事業（基幹相談支援センター）	身体障害者・知的障害者相談員	ろうあ者生活相談員	民生委員・児童委員	心身障害者巡回相談	障がい者110番事業	重度心身障害者医療費助成制度	自立支援医療（更生医療）	自立支援医療（育成医療）	自立支援医療（精神通院医療）	小児慢性特定疾病医療費助成	特定医療費（指定難病）などの医療給付	治療用装具	国民年金（障害基礎年金）	厚生年金（障害年金、障害手当金）	特別障害者手当	特別障害給付金	北海道心身障害者扶養共済制度
身体障害者手帳	視覚	1	本文をご覧ください	○	○		本文をご覧ください	○	本文をご覧ください	○	○	○		本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください	△	本文をご覧ください	○
		2		○	○			○		○	○	○							△		○
		3		○	○			○			○	○									○
		4		○	○			○			○	○									
		5		○	○			○			○	○									
		6		○	○			○			○	○									
	聴覚平衡	2		○	○	○		○		○	○	○							△		○
		3		○	○	○		○			○	○									○
		4		○	○	○		○			○	○									
		5		○	○	○		○			○	○									
		6		○	○	○		○			○	○									
	音声言語	3		○	○	○		○			○	○									○
		4		○	○	○		○			○	○									
	肢体不自由	1		○	○			○		○	○	○							△		○
		2		○	○			○		○	○	○							△		○
		3		○	○			○			○	○									○
		4		○	○			○			○	○									
		5		○	○			○			○	○									
		6		○	○			○			○	○									
	内部	1		○	○			○		○	○	○							△		○
		2		○	○			○		○	○	○							△		○
		3		○	○			○		○	○	○									○
		4		○	○			○			○	○									
療育手帳		A		○	○			○		○									△		○
		B		○	○			○													○
精神障害者保健福祉手帳		1		○						△			○						△		
		2		○									○								
		3		○									○								
本文ページ			1	3	5	5	5	5	5	6	6	6	7	7	8	8	9	9	10	10	10

＜備考＞

○印は概ね該当、△印は一部該当です。

制度によっては年齢、所得、世帯状況等により該当とならない場合があります。

詳細は本文ページをご覧のうえ、担当部署でご確認ください。

障害程度別該当事業一覧②

制度			公共料金などの割引、減免																税金の控除・減免						法に基づくサービス			
障害種別		等級	JR運賃の割引制度	民営バス（道南バス）割引制度	フェリー運賃の割引制度	国内航空運賃の割引制度	重度心身障害者タクシー料金助成	タクシー運賃の割引制度	有料道路における通行料金割引制度	NHK放送受信料免除制度	NTTの「電話番号案内料」の免除制度	携帯電話の基本使用料などの割引	呼吸器機能障害者への電気料助成	水道料金および下水道使用料の減免	し尿処理手数料の減免	室蘭市指定ごみ袋の配布	地域活動支援センターなどの通所交通費助成	市施設利用料の免除	所得税、道・市民税の控除	相続税の控除	消費税の身体障害者用物品非課税	事業税の非課税	自動車税の課税減免・環境性能割の減免	軽自動車税の種別割減免	制度の概要	障害福祉サービス	相談支援事業	補装具費
身体障害者手帳	視覚	1	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	本文をご覧ください	○	○	○		○	○	○	本文をご覧ください	本文をご覧ください	○	○	本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください	○
		2	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○		○	○	○		○	○	○			○	○				○
		3	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○						○	○	○			○	○				○
		4	○	○	○	○		○	○	△	○	○						○	○	○			○	○				○
		5	○	○	○	○		○	○	△	○	○						○	○	○								○
		6	○	○	○	○		○	○	△	○	○						○	○	○								○
	聴覚平衡	2	○	○	○	○		○	○	△		○		○	○	○		○	○	○			○	○				○
		3	○	○	○	○		○	○	△		○						○	○	○			○	○				○
		4	○	○	○	○		○	○	△		○						○	○	○								○
		5	○	○	○	○		○	○	△		○						○	○	○			○	○				○
		6	○	○	○	○		○	○	△		○						○	○	○								○
	音声言語	3	○	○	○	○		○	○	△		○						○	○	○			△	△				○
		4	○	○	○	○		○	○	△		○						○	○	○								○
	肢体不自由	1	○	○	○	○	△	○	○	△	△	○		○	○	○		○	○	○			○	○				○
		2	○	○	○	○	△	○	○	△	△	○		○	○	○		○	○	○			○	○				○
		3	○	○	○	○	△	○	○	△		○						○	○	○			○	○				○
		4	○	○	○	○		○	○	△		○						○	○	○			△	△				○
		5	○	○	○	○		○	○	△		○						○	○	○			△	△				○
		6	○	○	○	○		○	○	△		○						○	○	○			△	△				○
	内部	1	○	○	○	○	△	○	○	△		○		○	○	○		○	○	○			○	○				△
		2	○	○	○	○		○	○	△		○		○	○	○		○	○	○			○	○				△
		3	○	○	○	○		○	○	△		○						○	○	○			○	○				△
		4	○	○	○	○		○	○	△		○						○	○	○			○	○				△
療育手帳		A	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○		○	○	○		○	○	○			○	○				
		B	○	○	○	○		○		△	○	○						○	○	○			○	○				
精神障害者保健福祉手帳		1			△	△	○			△	○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○				
		2			△	△				△	○	○					○	○	○	○			○	○				
		3			△	△				△	○	○					○	○	○	○			○	○				
本文ページ			11	11	11	11	12	12	12	13	13	13	14	14	14	15	15	16	17	17	17	17	18	18	19	20	22	23

＜備考＞

○印は概ね該当、△印は一部該当です。

制度によっては年齢、所得、世帯状況等により該当とならない場合があります。

詳細は本文ページをご覧のうえ、担当部署でご確認ください。

障害程度別該当事業一覧③

制度			地域生活支援事業													その他の制度												
障害種別		等級	相談支援事業	手話通訳者の配置	手話通訳協力員・要約筆記協力員の派遣	日常生活用具の給付	成年後見制度利用支援事業	移動支援事業	地域活動支援センター	訪問入浴サービス	発声教室開催事業	日中一時支援事業	声の「広報むろらん」の発行	視覚障害者生活情報提供事業	点訳・要約筆記・手話奉仕員養成事業	駐車禁止除外指定車標章の交付	むろらん手話電話サービス	自動消火器・火災警報器設置	緊急通報装置の設置	車いすの貸出	ファクス利用の支援	生活福祉資金貸付制度	ふとん乾燥サービス	市営住宅の入居	医療的ケア支援事業	郵便等による不在者投票制度	FAX（ファクス）119番通報	障がいのある人に関するマーク
身体障害者手帳	視覚	1	本文をご覧ください			○	本文をご覧ください	○	○			本文をご覧ください	○	○	本文をご覧ください	○	本文をご覧ください	○	○	○		本文をご覧ください		本文をご覧ください	本文をご覧ください		本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください
		2				○		○	○				○	○		○			○	○									
		3						○	○				○	○		○				○									
		4						○	○				○	○		△				○									
		5						○	○				○	○						○									
		6						○	○				○	○						○									
	聴覚平衡	2		○	○	○		○	○							○		△	○	○	○								
		3		○	○	△		○	○							○		△		○	○								
		4		○	○	△		○	○											○	○								
		5		○	○	△		○	○											○	○								
		6		○	○	△		○	○											○	○								
	音声言語	3		○	○	○		○	○		○									○	○								
		4		○	○	○		○	○		○									○	○								
	肢体不自由	1				○		○	○	○						○		△	○	○		△				△			
		2				○		○	○	○						△			○	○		△				△			
		3				△		○	○							△				○									
		4				△		○	○							△				○									
		5				△		○	○							△				○									
		6				△		○	○											○									
	内部	1				△		○	○							○			○	○						○			
		2				△		○	○							○			○	○						○			
		3				△		○	○							○				○						○			
		4				△		○	○											○									
療育手帳		A				△		○								○				○									
		B				△		○												○									
精神障害者保健福祉手帳		1						○	○							○				○									
		2						○	○											○									
		3						○	○											○									
本文ページ			24	24	24	25	26	26	26	26	26	27	27	27	27	28	29	29	30	30	30	30	30	31	31	31	31	33

＜備考＞

○印は概ね該当、△印は一部該当です。

制度によっては年齢、所得、世帯状況等により該当とならない場合があります。

詳細は本文ページをご覧のうえ、担当部署でご確認ください。

障害程度別該当事業一覧④

制度			雇用の促進について	障害のある子の支援								障害福祉団体	障がいのある人のための施設（市内）	障害者福祉総合センター（愛称　ぴあ216）	市内公共施設の福祉トイレ一覧
障害種別		等級		特別児童扶養手当	障害児福祉手当	室蘭市災害遺児手当	軽度・中等度難聴児に対する補聴器購入費等助成事業	小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業	特別支援教育	特別支援保育	障がい児サービス				
身体障害者手帳	視覚	1	本文をご覧ください	○	△	○	本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください
		2		○	△	○									
		3		○											
		4													
		5													
		6													
	聴覚平衡	2		○	△	○									
		3		○		○									
		4													
		5													
		6													
	音声言語	3		○											
		4													
	肢体不自由	1		○	△	○									
		2		○	△	○									
		3		○											
		4		△											
		5													
		6													
	内部	1		○	△	○									
		2		○	△	○									
		3		○											
		4													
療育手帳		A		○	△										
		B		△											
精神障害者保健福祉手帳		1			△										
		2													
		3													
本文ページ			35	37	37	37	37	38	38	38	39	42	47	49	51

＜備考＞

○印は概ね該当、△印は一部該当です。

制度によっては年齢、所得、世帯状況等により該当とならない場合があります。

詳細は本文ページをご覧のうえ、担当部署でご確認ください。

１．障害者手帳について

（１）身体障害者手帳

【担当】室蘭市役所 障害福祉課　TEL 25-1155

●身体障害者手帳は、身体に障がいのある人が、さまざまな制度やサービスを利用するために必要な手帳です。
●障害の程度によって１級から７級までに区分されます(手帳の交付対象は１級から６級まで)。
●交付を受けた後、障害程度に変化があった場合などには再交付を受けることができます。
※各種手続きにはマイナンバーカードなどの個人番号確認書類をお持ちください。

手　続　き	必　要　な　も　の
１．新規申請	交付申請書、写真[注1]、指定医師の診断書[注2]
２．手帳の紛失、破損	再交付申請書、写真[注1]、（破損の場合）手帳
３．障害程度の変更、障害名の追加	再交付申請書、写真[注1]、指定医師の診断書[注2]、手帳
４．氏名・住所変更	手帳関係届出書、手帳 （先に、戸籍住民課 または 蘭東支所(東室蘭駅内)で住民票の氏名・住所変更手続きが必要です。）
５．手帳の返還 （死亡、障害の消失・程度変更）	手帳関係届出書、手帳
６．市外転出	転出先の市町村で必ず手続きしてください。

（２）療育手帳

【担当】室蘭市役所 障害福祉課　TEL 25-1155

●療育手帳は、知的障がいのある人が一貫した療育・援護を受け、さまざまな制度やサービスの利用をしやすくすることを目的にしています。
●障害の程度によって、Ａ（最重度・重度）、Ｂ（中度・軽度）に区分されます。
●交付を受けた後、障害程度に変化があった場合などには再交付を受けることができます。
●手帳の交付を受けるには、以下の判定機関で判定を受けることが必要です。
・１８歳未満の人：室蘭児童相談所（TEL 44－4152）
⇒判定を受けるにあたっては事前に児童相談所へご相談ください。
・１８歳以上の人：北海道立心身障害者総合相談所（室蘭市役所 障害福祉課　TEL 25-1155）
⇒判定を受けるにあたっては事前に室蘭市役所 障害福祉課までご連絡ください。
※各種手続きにはマイナンバーカードなどの個人番号確認書類をお持ちください。

手　続　き	必　要　な　も　の
１．新規申請	交付申請書、写真[注1]、特別児童扶養手当・障害年金の記号および番号がわかる書類（受給中の場合のみ必要となります。）
２．手帳の紛失、破損	再交付申請書、写真[注1]、（破損の場合）手帳
３．障害程度の変更	再交付申請書、写真[注1]、手帳
４．氏名・住所変更	記載事項変更届、手帳 （先に、戸籍住民課 または 蘭東支所(東室蘭駅内)で住民票の氏名・住所変更手続きが必要です。）
５．手帳の返還 （死亡、障害の消失・程度変更）	返還届、手帳
６．市外転出	転出先の市町村で必ず手続きしてください。

（３）精神障害者保健福祉手帳

【担当】室蘭市役所 障害福祉課　TEL 25－1155

●精神障害者保健福祉手帳は、精神障がいのある人が、さまざまな制度やサービスを利用するために必要な手帳です。
●障害の程度によって、１級から３級までに区分されます。
●交付を受けた後、障害程度に変化があった場合などには再交付を受けることができます。
●有効期間は２年間で、有効期限の３か月前から継続申請ができます。
※各種手続きにはマイナンバーカードなどの個人番号確認書類をお持ちください。

手　続　き	必　要　な　も　の
１．新規申請	交付申請書、写真[注1]、 指定医師の診断書[注2]（または障害年金証書[注3]および直近の年金振込通知書[注3]）
２．更新申請	交付申請書、写真[注1 注4]、 指定医師の診断書[注2]（または障害年金証書[注3]および直近の年金振込通知書[注3]）
３．手帳の紛失、破損	手帳（破損のみ）、写真[注1]
４．障害程度の変更	手帳、写真[注1]、 指定医師の診断書[注2]（または障害年金証書[注3]および直近の年金振込通知書[注3]）
５．氏名・住所変更	記載事項変更届、手帳 （先に、戸籍住民課 または 蘭東支所(東室蘭駅内)で住民票の氏名・住所変更手続きが必要です。）
６．手帳の返還 （死亡、障害の消失・軽減）	手帳
７．市外転出	転出先の市町村で必ず手続きしてください。

（注１）写真については下記の点を満たしたものをご用意ください。
・１年以内に撮影されたもの
・帽子やサングラス、マスクをつけていないもの
・単独で写っているもの
・正面を向いて写っているもの
・大きさは縦４㎝×横３㎝のもの

（注２）診断書の提出にあたっては、手帳の種類に応じて下記の点にご注意してしてください。
・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳の申請手続きにかかる診断書は作成日から３カ月以内に提出してください。
・精神障害者保健福祉手帳の申請手続きにかかる診断書は初診日から６か月以上経過した日以後に作成されたものを提出してください。

（注３）いずれか一つのみでも手続き可能です。

（注４）更新・有効期限の欄に更新後の有効期限を記載できる欄があれば不要です。

「ミライロＩＤ」とは？

株式会社ミライロが提供するスマートフォン用アプリケーションです。お持ちの障害者手帳の情報をアプリケーションで撮影し、必要事項を登録します。

登録が完了すると、障害者手帳の情報をスマートフォン上に表示し確認することができるようになるほか、生活に役立つ情報やクーポンの配信などがなされるようになります。

詳しくは、ミライロＩＤのホームページをご確認ください。

2．各種相談について

（1）相談支援事業（基幹相談支援センター）

【連絡先】 室蘭市障がい者総合相談支援室「げんせん」 TEL 24-7070
室蘭市相談支援センター らん TEL 22-3300

室蘭市では、下記の基幹相談支援センターで、障がいのある人・家族などからの福祉に関する各種相談に応じ、情報の提供・助言、障害福祉サービスの利用援助などの必要な支援を行う『相談支援事業』を実施しています。（利用料はかかりません。）

基幹相談支援センターとは？

障がいのある人が少しでも自立した生活を送ることができるように設置されたのが、専門的な知識をもつ相談員のいる基幹相談支援センターです。

障がいのある人やその家族が、サービスの選択などを簡単に利用しやすくするための相談窓口になっています。

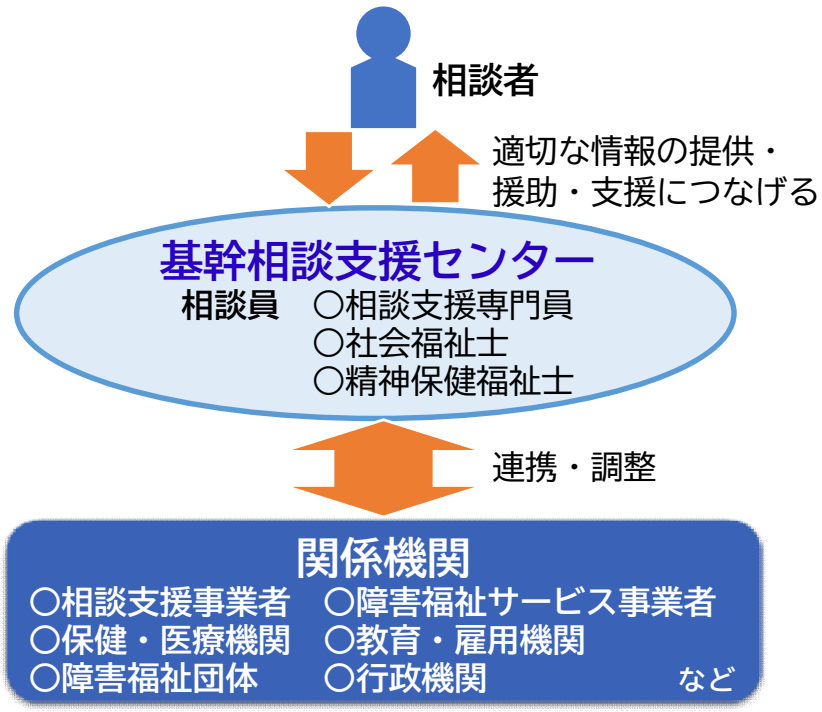

基幹相談支援センターの役割

地域の障害福祉に関する相談支援の中核的な役割を担っています。

障害者手帳をもっている人にも、もっていない人にも、相談者には、必要な支援などの情報提供や助言を行います。また、適切な支援を行うために、関係機関と連携し、その橋渡しをすることも役割の一つです。

さまざまな相談内容（無料）

・福祉サービスの利用援助（サービス情報の提供、サービス利用の助言など）
・社会資源を活用するための支援（福祉機器の利用助言、生活情報の提供など）
・社会生活力を高めるための支援（健康管理、趣味、余暇活動などの助言、指導など）
・ピアカウンセリング
・権利擁護のために必要な援助（成年後見制度、地域福祉権利擁護事業の活用など）
・専門機関の紹介（障がい者のニーズに応じ、各種専門機関を紹介）
・虐待の防止および早期発見のための関係機関との連絡調整

基幹相談支援センター紹介

室蘭市障がい者総合相談支援室「げんせん」

■**相談対象**
身体・知的・精神などの障がいのある人、種別・年齢は問いません

■**相談受付時間**
月～土曜日　9：00～18：00　（祝日、年末年始を除く）

■**電話/FAX**
24-7070

■**E メール**
siencenter-gensen@opal.plala.or.jp

■**住所**
〒051-0004　母恋北町１-４-２

室蘭市相談支援センターらん

■**相談対象**
主に 18 歳以上の精神障がい・疾患のある人

■**相談受付時間**
月～金曜日　9：00～17：00
第２・４土曜日　9：00～12：00(祝日、年末年始を除く)

■**電話**
22-3300

■**FAX**
22-3366

■**E メール**
ran@sanai-hospital.or.jp

■**住所**
〒051-0011　中央町２-７-13 室蘭中央米塚ビル４階

（２）身体障害者・知的障害者相談員

【担当】室蘭市役所 障害福祉課　TEL 25-1155

市内には、市長から指名を受けて、障がいのある人の更生援助の相談に応じ、必要な指導、助言を行う身体・知的障害者相談員が配置されています。

（３）ろうあ者生活相談員

【担当】室蘭市障がい者総合相談支援室「げんせん」　TEL/FAX 24-7070
Ｅメール siencenter-gensen@opal.plala.or.jp

聴覚障がいおよび音声または言語障がいのある人の日常生活上の各種相談に応じ、個々の実情に即した適切な処遇を図るため、ろうあ者生活相談員を配置しています。

（４）民生委員・児童委員

【担当】室蘭市役所 高齢福祉課 福祉総務係　TEL 25-2872

市内には、厚生労働大臣から委嘱された民生委員がおり、担当地域内の障がいのある人、高齢者、生活に困っている人の相談に応じ、必要な助言、援助を行っています。
また、児童委員も兼ねており、児童の健全育成や妊産婦などについても相談を受けています。
お住まいの地域の民生委員・児童委員が分からないときは、担当課にお問い合わせください。

（５）心身障害者巡回相談

【担当】室蘭市役所 障害福祉課　TEL 25-1155

道立心身障害者総合相談所の職員が、道内各地を巡回して、知的障がいのある人および身体障がいのある人を対象に医学的・心理学的および職能的判定などを行い、併せてその更生に必要な総合相談に応じ、社会的更生について助言、指導を行います。
＜実施時期＞　室蘭市近隣での開催は、年３回程度（室蘭会場、伊達会場、登別会場、各１回）
※日程などは変更の場合があります。

（６）障がい者１１０番事業

【担当】一般社団法人　北海道身体障害者福祉協会内　TEL 011-252-1233
北海道障害者社会参加推進センター　FAX 011-251-0858

障がい者（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者など）本人およびご家族などからの悩み（法的手続き、人権などに関する相談）に対し、相談窓口を設置しています。
＜相談受付時間＞月～金曜日 9:00～17:00
※時間外や土・日・祝日などは留守番電話、FAX は 24 時間対応可能です。
なお、月１回定例相談として、弁護士による法律相談を行っており、事前予約が必要です。
＜法律相談受付時間＞原則第４週の火曜日 13：30～16：00（祝日の場合は週が前後します。）

３．医療費の助成（給付）について

（１）重度心身障害者医療費助成制度

【担当】室蘭市役所 保険年金課 給付係　TEL 25-3026

■内容	重度の心身障がいのある人に対し、保険診療の医療費本人支払い分の全額、または一部を助成します。（入院中の食事代および保険のきかない費用は除く。）
■対象	・身体障害者手帳１～２級の人、３級の内部障がいのある人 ・療育手帳Ａの人または知能指数（ＩＱ）３５以下の知的障がいのある人 ・精神障害者保健福祉手帳１級の人（通院のみ） ※所得制限あり ※６５歳以上７５歳未満の人が重度心身障害者医療費助成を受ける場合は、後期高齢者医療制度に加入することが条件となります。（一部の障害を除く）
■手続き	【必要なもの】身体障害者手帳（または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、判定書など）、健康保険証、印鑑、マイナンバーカードなどの個人番号確認書類

（２）自立支援医療

【担当】室蘭市役所 障害福祉課　TEL 25-1155

更生医療

■内容	治療によって障害の程度を軽くしたり、除去したり、障害の進行を防ぐことが可能な場合、その医療費の一部を助成します。
■対象	１８歳以上で、更生医療の給付内容に対応した障害の身体障害者手帳を有している人。（所得により、一部給付対象外の場合があります。） ＜給付内容＞ 人工関節置換術、ペースメーカー植込み術、人工透析療法、腎移植術　など
■手続き	手続きは、事前に担当へ確認してください。事前に申請があり、道立心身障害者総合相談所の判定を基に給付決定されることが原則です。 【必要なもの】申請書、医師の意見書、保険証の写し、特定疾病療養受給者証の写し（人工透析の場合）、所得が確認できる書類、身体障害者手帳、印鑑、マイナンバーカードなどの個人番号確認書類

育成医療

■内容	身体に障がいのある児童が、生活能力を得るために必要な治療を指定医療機関で受ける場合、その医療費の一部を助成します。
■対象	１８歳未満の身体に障がいがある、または将来障がいを残すと認められる児童で、確実な治療効果が期待できること。（所得により、一部給付対象外の場合があります。）
■手続き	事前に担当へ確認してください。 【必要なもの】申請書、医師の意見書、保険証の写し、所得が確認できる書類、特定疾病療養受給者証の写し（人工透析の場合）、印鑑、マイナンバーカードなどの個人番号確認書類

精神通院医療

■内容	精神に疾患があり、通院治療している人に対して、医療費が助成されます。 診察料・薬代が対象となりますが、処方された薬のうち、風邪薬や吐き気止めなどの胃薬など、直接精神疾患を治療するもの以外の薬は対象外となります。
■対象	精神科領域の病気にかかっていて、精神科、神経科もしくは心療内科などの医療機関に定期的に通院している人（入院治療されている人は対象外となります。） ※精神疾患（てんかんを含む）、知的障害、精神病質、神経症のうち、心因精神病もしくは精神病質のうちに属するものを含みます。 （所得により、一部給付対象外の場合があります。）
■手続き	事前に担当へ確認してください。 【必要なもの】申請書、医師の診断書、健康保険証の写し、所得が確認できる書類、印鑑、マイナンバーカードなどの個人番号確認書類

自立支援医療の費用（更生・育成・精神）

原則１割が自己負担となりますが、所得に応じて上限額が決められるなど、負担が重くなりすぎないようになっています。

<table>
<tr><th colspan="3">一定所得以下（市町村民税非課税）</th><th colspan="2">中間所得層</th><th>一定所得以上</th></tr>
<tr><td>生活保護世帯</td><td>本人収入
80 万円以下</td><td>本人収入
80 万円超</td><td>市町村民税(所得割額)
3 万 3 千円未満</td><td>市町村民税(所得割額)
3 万 3 千円以上 23 万 5 千円未満</td><td>市町村民税(所得割額)
23 万 5 千円以上</td></tr>
<tr><td rowspan="4">0 円</td><td rowspan="4">負担上限月額
2,500 円</td><td rowspan="4">負担上限月額
5,000 円</td><td colspan="2">負担上限月額
医療保険の負担上限額</td><td rowspan="3">自立支援医療対象外
(医療保険の負担上限額)</td></tr>
<tr><td colspan="2">育成医療の経過措置</td></tr>
<tr><td>負担上限月額
5,000 円</td><td>負担上限月額
10,000 円</td></tr>
<tr><td colspan="3">重度かつ継続</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>負担上限月額
5,000 円</td><td>負担上限月額
10,000 円</td><td>負担上限月額
20,000 円</td></tr>
</table>

（３）小児慢性特定疾病医療費助成

【担当】北海道庁 保健福祉部 健康安全局地域保健課 手当支給係
TEL 011-231-4111（内線 25-523、25-524、25-525）

■内容	１８歳未満で特定疾病のある児童が、指定医療機関に入院または通院したとき、その医療費が助成されます。 また、特定の疾病で指定療育医療機関に６か月以上の入院を必要とする場合に学習用品、日用品を給付します。 なお、受療者の属する世帯の税額に応じて自己負担額が決められています。
■対象	次に定める疾病の状態にある１８歳未満の児童 （１８歳到達時において本事業の対象になっており、引き続き治療が必要と認められる場合は２０歳まで） ＜対象疾病例＞ 悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血友病等血液免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患、染色体または遺伝子に変化を伴う症候群、皮膚疾患群、成長ホルモン治療　など
■手続き	詳しいことは担当にお問い合わせください。 【必要なもの】小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書、小児慢性特定疾病医療意見書（指定医が作成）、同意書、健康保険証の写し、世帯調書、住民票(保険証で住所が確認できる場合は不要)、所得状況を確認できるもの（市町村民税（所得）課税証明書など）、マイナンバーカードなどの個人番号確認書類

（４）特定医療費（指定難病）などの医療給付

【担当】北海道庁 保健福祉部 健康安全局地域保健課 手当支給係
TEL 011-231-4111（内線 25-523、25-524、25-525）

■内容	原因が不明で治療方法が確立していない、いわゆる難病のうち厚生労働大臣が定める疾病（指定難病）および治療研究事業（特定疾患）について、医療費の助成を行い、難病患者の医療費の負担を軽減します。
■対象	平成２７年１月１日から新たな医療費助成制度（指定難病）が実施され、令和３年１１月現在、３３８疾病が対象となっています。 ※指定難病および特定疾患治療研究事業の対象疾病であっても、その病状の程度によって医療費助成の対象とならない場合があります。
■手続き	【必要なもの】 申請書、臨床調査個人票（医師が作成）、世帯調書、世帯全員の住民票(個人番号がかいてあるもの)、健康保険証の写し、市町村民税（所得）課税証明書などの所得状況の確認できる書類（源泉徴収票・確定申告書・納税証明書は不可）、同意書、マイナンバーカードなどの個人番号確認書類(住民票で確認できれば不要) ※申請される人によって提出する書類が異なりますので、詳しいことは担当にお問い合わせください。

（５）治療用装具

【担当】 ＜国保＞室蘭市役所 保険年金課 給付係 TEL 25-2702
＜後期＞室蘭市役所 保険年金課 給付係 TEL 25-3026
＜その他の健康保険＞各健康保険の窓口へ

■内容	通院・入院中に医師が治療のために必要としたもののうち、各健康保険で治療用装具として認められているものについては保険給付対象額が払い戻されます。
■対象	各健康保険で治療用装具として認められているもの。 （コルセット、サポーター、義足、義手　など） ※日常生活や仕事上で必要なものなどは対象となりません。 ※身体的欠損、機能損傷を補うために必要な場合は、「補装具費給付」などの制度があります。
■手続き	医師の指示により治療用装具を購入後､各健康保険の窓口で手続きをしてください。 【必要なもの】医師の証明書、装具の領収書、健康保険証、被保険者の通帳（室蘭市国保は世帯主の通帳）、マイナンバーカードなどの個人番号確認書類（室蘭市国保は世帯主のマイナンバーカードなどの個人番号確認書類）

４．年金などについて

（１）国民年金（障害基礎年金）

【担当】室蘭市役所 保険年金課 総務係　TEL 25-3025
室蘭年金事務所　TEL 24-5063

■内容	障害基礎年金は、以下の①から③までの３つの条件を満たしたときに支給されます。
■対象	①障害の原因となった病気・けがのため初めて医師の診療を受けた日（「初診日」といいます）が、次のいずれかの期間にあること ・国民年金加入期間 ・２０歳前または日本国内に住んでいる６０歳以上６５歳未満の方で年金制度に加入していない期間（老齢基礎年金を繰り上げて受給している方を除きます。） ②初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの全被保険者期間のうち、保険料納付済期間と、免除期間を合算した期間が、３分の２以上になっていること（令和８年３月３１日までは、初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの、直近の１年間に保険料の未納がなければよいことになっています） ③初診日から１年６か月を経過した日において、国民年金法施行令で定める程度の障害に該当していること（１年６か月を経過した日において、国民年金法施行令で定める程度の障害に該当しなかったとしても、その後６５歳に達する日の前日までに障害が重くなった場合は、６５歳に達する日の前日までに年金を請求することができます） ※他の年金を受けられるときは、選択による受給制限があります。また、２０歳より前に初診日がある場合は、保険料納付の要件はありませんが、本人所得による受給の制限があります。
■手続き	初診日が、第１号被保険者期間内、２０歳未満、６０歳以上６５歳未満にあるときは市役所保険年金課、第３号被保険者期間内にあるときは室蘭年金事務所で手続きすることになります。 詳しいことは担当にお問い合わせください。

（２）厚生年金（障害年金、障害手当金）

【担当】室蘭年金事務所　TEL 24-5063

■内容	厚生年金保険の被保険者期間中に初診日がある傷病によって、障害を有するようになった場合、障害年金または障害手当金が支給されます。
■対象 ■手続き	納付要件などの資格要件がありますので、詳しいことは、室蘭年金事務所におたずねください。

（３）特別障害者手当

【担当】室蘭市役所 障害福祉課　TEL 25-1155

■内容	在宅の重度障がいのある人のうち日常生活に常時特別の介護を必要とする人には手当が支給されます。
■対象	①精神または身体に５８ページの「（４）特別障害者手当障害程度表」に該当する程度の障害があること ②施設に入所していないこと（通所可） ③受給者などの所得制限があります。 ④公的年金併給可 ⑤３か月を超える入院は不可
■手続き	詳しいことは担当にお問い合わせください。 【必要なもの】身体障害者手帳または療育手帳、年金証書、年金振込通知書、印鑑、手当用診断書、障がいのある人名義の預貯金通帳、マイナンバーカードなどの個人番号確認書類　など

（４）特別障害給付金

【担当】室蘭市役所 保険年金課 総務係　TEL 25-3025
室蘭年金事務所　TEL 24-5063

■内容	特別障害給付金は、国民年金に任意で加入できた期間に任意加入をしなかったことにより、その期間内に初診日（初めて医師の診療を受けた日）がある障害について、国民年金の障害基礎年金を受給できなかった人のために、年金制度とは別の福祉的制度として、平成１７年４月から創設されました。 ＜国民年金に任意加入できた期間とは＞ ①平成３年３月以前に学生であった期間 ②昭和６１年３月以前に厚生年金や共済組合などに加入していた人の配偶者であった期間。
■対象	上記①、または②の期間中に任意加入をしていなかったが、その期間内に障害の原因となった病気やけがの初診日（初めて医師の診療を受けた日）があり、障害基礎年金１級あるいは２級と同様の障害状態にある人
■手続き	詳しいことは担当にお問い合わせください。（６５歳に達する日の前日までに請求することができます。）

（５）北海道心身障害者扶養共済制度

【担当】胆振総合振興局 社会福祉課 地域福祉係　TEL 24-0782

■内容	将来一人で経済的に生活することが困難な心身障がいのある人を扶養している保護者の相互扶助の精神に基づき保護者が生存中に一定額の掛金を納付することにより、保護者が死亡、または、重度の障害となった場合、残された心身障がいのある人に終身一定額の年金を支給する制度です。 給付は、一口につき毎月２万円が障がいのある人の生存中支給されます。
■対象	知的障がいのある人、身体障害者手帳を所持しその障害が１級から３級までに該当する人およびこれに準ずる精神または身体に永続的な障がい（統合失調症、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など）のある人を現に扶養している保護者（父母、配偶者、兄弟姉妹、祖父母、その他の親族など）であって、加入時の年度の４月１日時点の年齢が６５歳未満の人。（ただし、健康状態によっては加入できない場合があります。）
■手続き	【必要なもの】加入申込書、申込者（被保険者）告知書、障害証明書、加入申込者（保護者）および心身障がいのある人（児童）の住民票各１通、身体障害者手帳または療育手帳、印鑑 ※「障害証明書」は市の障害福祉課で発行しますのでお申し出ください。

５．公共料金などの割引、減免について

（１）ＪＲ運賃の割引制度

【担当】ＪＲ東室蘭駅　TEL 44-5716
またはＪＲの各窓口へ

■内容
■対象

身体障がいのある人および知的障がいのある人は、ＪＲ線について次の割引が適用となります。

利用区分	種類	割引率	取扱区間
第１種（介護者同伴）	普通乗車券 定期乗車券 回数乗車券 急行券	５割 （介護者も同じ）	全区間
第１種（単独で利用） 第２種（単独で利用）	普通乗車券	５割	ＪＲ、連絡社線の片道100km を超える区間
第２種（介護者同伴で本人が１２歳未満の場合のみ）	定期乗車券（通学定期に限る）	５割	全区間

＜第１種・第２種について＞　身体障害者手帳、療育手帳のそれぞれの「旅客鉄道（株）旅客運賃減額」欄に、第１種または第２種と記載されています。
※私鉄の割引はＪＲに準じていますが、各窓口で確認してください。

■手続き

駅の窓口に手帳を提示して乗車券を購入してください。

（２）民営バス（道南バス）割引制度

【担当】道南バス株式会社　TEL 45-2131

■内容
■対象

身体障がいのある人および知的障がいのある人が民営バス（道南バス）を利用する場合に運賃が割引されます。

利用区分	割引内容
身体障害者手帳または療育手帳の第１種の人 身体障害者手帳または療育手帳の第２種の人（１２歳以下）	本人および介護者１人 ５０％の割引
身体障害者手帳または療育手帳の第２種の人	本人のみ５０％の割引

※道南バス以外を利用される場合は、あらかじめ各バス会社におたずねください。

■手続き

乗車券購入および降車の際に身体障害者手帳または療育手帳を提示してください。

（３）フェリー運賃の割引制度

【担当】各フェリー会社へ

■内容
■対象

フェリーに乗船する際の運賃が割引になります。ただしフェリー会社により割引範囲が異なります。詳しくは各フェリー会社にお問い合わせください。

（４）国内航空運賃の割引制度

【担当】各航空会社の航空券販売窓口へ

■内容
■対象

定期航空路線の国内線を利用する場合に割引が受けられます。
割引内容は、障害手帳の種類によって、航空会社ごとに対象者が異なりますので、航空券販売窓口や旅行代理店などにご確認ください。

（５）重度心身障害者タクシー料金助成

【担当】室蘭市役所 障害福祉課　TEL 25-1155

■内容	在宅の重度心身障がいのある人が通院および会合、訪問など外出するためにタクシーを利用する場合、その費用の一部を助成するため利用券の交付を行っています。
■対象	①療育手帳Ａの人 ②身体障害者手帳第１種で１級～３級までの視覚、両下肢、体幹機能障がいの人 ③身体障害者手帳第１種で１級の内部障がいのある６０歳以上の人 ④精神障害者保健福祉手帳１級の人
■手続き	新規の人のみ手続きが必要になります。 （二年目以降は自動更新となり、自宅に送付します） 詳しいことは担当にお問い合わせください。 【必要なもの】障害者手帳、印鑑（代筆もしくは代理人が手続きする場合のみ）

（６）タクシー運賃の割引制度

【担当】各タクシー会社へお問い合わせください

■内容	タクシー料金が１０％割引になります。
■対象	身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの人
■手続き	降車時に身体障害者手帳または療育手帳を提示してください。

（７）有料道路における通行料金割引制度

【担当】室蘭市役所 障害福祉課　TEL 25-1155
NEXCO 東日本お客さまセンター　TEL 0570-024-024

■内容	有料道路の通行料金が半額になります。
■対象	①身体障害者手帳の第１種または療育手帳Ａの人 ②身体障害者手帳の第２種の人（障がいのある人が運転する場合に限ります。） ※営業用車両などでの手続きはできません。
■手続き	事前に登録手続きが必要です。 【必要なもの】 ①身体障害者手帳第１種の人または療育手帳Ａの人 身体障害者手帳または療育手帳、車検証 ②身体障害者手帳第２種の人（本人運転に限ります。） 身体障害者手帳、車検証（本人、配偶者、直系血族およびその配偶者、兄弟姉妹およびその配偶者並びに同居の親族などの名義）、本人の運転免許証 ※ＥＴＣをご利用になる場合は、上記のほかに障がい者本人の名義（１８歳未満の人は、保護者名義でも可）のＥＴＣカード、車載機セットアップ申込書・証明書をご持参ください。 ※車両の限定をせずに手続きをすることがが可能です。この場合、車検証をご用意いただく必要はありません。ただし、ＥＴＣを利用した割引は受けられません。ＥＴＣを利用する方は、車検証をご持参の上、車両を登録する必要があります。 【オンライン手続き】 インターネット上で申請をすることができます。オンライン手続きをする場合は窓口へお越しいただく必要はありません。詳細は、以下のＵＲＬを参照してください。 https://www.expressway-discount.jp

（８）ＮＨＫ放送受信料免除制度

【担当】室蘭市役所 障害福祉課　TEL 25-1155
ＮＨＫ北海道中央営業センター　TEL 011-232-4021

■内容	ＮＨＫ放送受信料の全額または半額が免除されます。
■対象	＜全額免除＞ 身体障害者手帳をお持ちの人、療育手帳をお持ちの人（療育手帳に準ずる障がいのある人）、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人が世帯構成員であり、世帯全員の人が市町村民税（住民税）非課税の場合。 ＜半額免除＞ 視覚障がいのある人、聴覚障がいのある人および重度の障がい（身体障害者手帳１～２級、重度の知的障がいと判定された人、精神障害者保健福祉手帳１級）のある人が世帯主で受信契約者の場合。
■手続き	障害福祉課で証明書の申請を行い、ＮＨＫ北海道中央営業センターへ郵送してください。 【必要なもの】障害者手帳、印鑑

（９）ＮＴＴの「電話番号案内料」の免除制度

【担当】ＮＴＴ東日本ふれあい案内担当　フリーダイヤル 0120-104-174

■内容	目や上肢などがご不自由な人、知的障がいや精神障がいを有している人で、次の人につきましては、申請により無料で番号案内を利用できます。 ＮＴＴ１０４番の番号案内を利用する際、あらかじめ登録した登録番号（電話番号など）と暗証番号を申し出ることにより無料となります。
■対象	①身体障害者手帳の交付を受けている人 ・視覚障害　１～６級 ・肢体不自由（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）1、2級 ・聴覚障害　２級、３級、４級、６級 ・音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害　３級、４級 ②療育手帳の交付を受けている人 ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人 ※他に、戦傷病者手帳をお持ちの一部の人も対象になります。
■手続き	詳しいことは担当にお問い合わせください。 ※受付時間：午前９時～午後５時（土、日、祝、年末年始（12/29～1/3）を除く） URL）https://web116.jp/phone/numguide/

（１０）携帯電話の基本使用料などの割引

【担当】各携帯会社のお客様センターなどへ

■内容	携帯電話の基本使用料などが割引となります。 （各携帯会社により、割引内容などが異なります。）
■対象	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人
■手続き	各携帯会社のお客様センターなどに直接お問い合わせください。

（１１）呼吸器機能障害者への電気料助成

【担当】北海道庁 保健福祉部 健康安全局地域保健課 手当支給係
TEL 011-231-4111（内線 25-523、25-524、25-525）

■内容 ■対象	在宅酸素療法などを行っている低肺機能患者の経済的負担を軽減するため、酸素濃縮器などの使用の際に負担している電気料金の一部を助成します。

（１２）水道料金および下水道使用料の減免

【担当】室蘭市水道部 料金課 料金係　TEL 44-6118

■内容	重度の心身障がいのある人の世帯、または、重度の心身障がいのある人が同居する世帯に対して、水道料金および下水道使用料の減免を行います。 ＜減免額(一月あたり)＞ 水道料金　　基本料金（1,000 円）から 275 円（税抜）を減免 下水道使用料　基本料金（1,230 円）から 277 円（税抜）を減免
■対象	①身体障害者手帳１、２級の交付を受けている人 ②療育手帳Ａの交付を受けている人 ③精神障害者保健福祉手帳１級の交付を受けている人 ④次の各手当を受けている人 特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当
■手続き	初回手続き不要です。 ※転居、死亡など、世帯状況等に変更があった際には担当までご連絡ください。 ※転居などにより減免が行われていない場合は、担当までご連絡ください。

（１３）し尿処理手数料の減免

【担当】室蘭市役所 環境課　TEL 22-1481

■内容	下水道処理区域外にお住まいの重度心身障がいのある人の世帯、または重度の心身障がいのある人が同居する世帯に対して、年間のくみ取り実績などに基づき算出した額を減免します。
■対象	下水道処理区域外にお住まいで、下記項目のいずれかに該当するものがいる世帯 ①身体障害者手帳１、２級の交付を受けている人 ②療育手帳Ａの交付を受けている人 ③精神障害者保健福祉手帳１級の交付を受けている人 ④次の各手当を受けている人 特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当
■手続き	減免対象世帯へは年度末に減免額をお知らせします。 （新規対象者の人には、別途減免手続きのご案内をします。） ※転居などにより減免が行われていない人は、担当までお問い合わせください。

（１４）室蘭市指定ごみ袋の配布

【担当】室蘭市役所 環境課　TEL 22-1481

■内容	身体障がいのある人や重度心身障がいのある人がいる世帯に対して、室蘭市指定ごみ袋を配布します。 年１回、６月頃に対象者のいる世帯に郵送します。 新たに対象となった人には、認定月に応じてその都度郵送します。
■対象	①身体障害者手帳１、２級の交付を受けている人 ②療育手帳Ａの交付を受けている人 ③精神障害者保健福祉手帳１級の交付を受けている人 ④次の各手当を受けている人 特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当
■手続き	初回手続き不要です。 ※転居、死亡など、世帯状況等に変更があった際には担当までご連絡ください。 ※転居などによりごみ袋が送られてこない場合は、担当までお問い合わせください。

（１５）地域活動支援センターなどの通所交通費助成

【担当】室蘭市役所 障害福祉課　TEL 25-1155

■内容 ■対象	精神障がいのある人が、地域活動支援センターや障害福祉サービス事業所へ通所している場合、通所にかかる交通費の一部を助成します。

（１６）市施設利用料の免除

【担当】各担当課または各施設へ

■内容	障がいのある人が個人的に下記の市施設を使用する場合の利用料を免除しています。
■対象	① 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人およびこれらに準ずると認められる人 ② ①の介助者
■手続き	施設の受付に、障害者手帳を提出してください。

【対象施設】

施設名	所在地	TEL	FAX	担当課
室蘭民報みんなの水族館 （市立室蘭水族館）	室蘭市祝津町 3-3-12	27-1638	27-1639	観光課 TEL 25-3320
室蘭市サンライフ	室蘭市港北町 1-6-2	55-3040	55-3041	生涯学習課 （社会教育） TEL 22-5075
DENZAI 環境科学館 （室蘭市環境科学館）	室蘭市本町 2-2-1	22-1058	22-1059	生涯学習課（文化） TEL 22-5094
日鋼室蘭スポーツパーク （入江運動公園陸上競技場）	室蘭市入江町 1-28	24-3443	84-1221	生涯学習課 （スポーツ） TEL 22-1112
TETSUGEN 温水プール （入江運動公園温水プール）	室蘭市入江町 1-62	22-2466	22-2467	
㊐栗林商会アリーナ （入江運動公園総合体育館）	室蘭市入江町 1-62	84-6270	84-6271	
新和産業アイスアリーナ室蘭 （中島スポーツセンター）	室蘭市中島本町 1-9-18	45-0800	45-0005	
高砂テニスコート ※令和 6 年 3 月 31 日廃止予定	室蘭市高砂町 5-14, 23, 27	84-6270	84-6271	
白鳥大橋パークゴルフ場	室蘭市祝津町 4-16-22, 23	27-5266		
Ｂ＆Ｇ海洋センター	室蘭市絵鞆町 4-2-25	26-2082	26-2083	
だんパラスキー場	室蘭市香川町 224-1	43-5600	43-5695	
中島公園野球場 （武道場・ウエイトトレーニング室）	室蘭市宮の森町 4-1	84-6270	84-6271	
室蘭岳山麓総合公園	室蘭市神代町 143-3	44-6055	44-6065	土木課 TEL 25-2574

６．税金の控除・減免について

（１）所得税、道・市民税の控除

【担当】＜所得税＞　国税相談専用ダイヤル（電話相談の方）　TEL 0570-00-5901
室蘭税務署（電話相談以外の方）　TEL 22-4151
＜道・市民税＞　室蘭市役所 市税課 市民税　TEL 25-2294
または勤務先の給与担当へ

■内容
■対象

障がいのある人または障がいのある人を扶養している人は、所得控除として障害者控除が受けられます。（所得税と道・市民税は控除額などが異なります。なお、道・市民税では、障がいのある人ご本人の合計所得が一定額以下であれば非課税になります。）

（２）相続税の控除

【担当】国税相談専用ダイヤル（電話相談の方）　TEL 0570-00-5901
室蘭税務署（電話相談以外の方）　TEL 22-4151

■内容
■対象

障がいのある人が相続により財産を取得した場合、障害者控除が受けられる場合があります。

（３）消費税の身体障害者用物品非課税

【担当】国税相談専用ダイヤル（電話相談の方）　TEL 0570-00-5901
室蘭税務署（電話相談以外の方）　TEL 22-4151

■内容
■対象

義肢・視覚障害者用安全つえ、車いすその他の物品で、身体障がいのある人が使用に供するための特殊な性状、構造または機能を有する物品として厚生労働大臣が指定した物品の譲渡、貸付けなどは、非課税とされています。

（４）事業税の非課税

【担当】胆振総合振興局 課税課 事業税間税係　TEL 24-9579

■内容
■対象

重度の視覚障がいのある人が、あんま、マッサージ、はり、きゅう、その他医業に類する事業を個人で営む場合、非課税になります。

（５）自動車税の課税減免・環境性能割の減免

【担当】胆振総合振興局 納税課 収納管理係　TEL 24-9585

■内容

身体などに障がいのある人のために使用する自動車で、一定の要件に当てはまるものは、申請により自動車税の課税減免および環境性能割または軽自動車税環境性能割の減免を受けることができます。

■対象

＜減免などの対象となる自動車＞

減免の対象となる自動車は、身体障がいのある人、１人につき自家用の自動車１台に限られます。

①身体障がいのある人が所有する自動車
- もっぱらその身体障がいのある人が運転をするもの
- その身体障がいのある人と生計を同じくする人がもっぱらその身体障がいのある人のために運転をするもの[注１]

②身体障がいのある人と生計を同じくする人が所有する自動車
- もっぱらその身体障がいのある人が運転をするもの
- その身体障がいのある人と生計を同じくする人がもっぱらその身体障がいのある人のために運転をするもの[注１]

③身体などに障がいのある人だけで構成される世帯の人が所有する自動車
- 身体障がいのある人を介護する人がもっぱらその身体障がいのある人のために運転をするもの[注１]（障害福祉課で発行する常時介護証明書が必要です。）

④構造上、身体障がいのある人が利用するための自動車

（注１）身体障がいのある人の通院、通学、通所または生業のために、その身体障がいのある人を自動車に乗せて、おおむね週１日以上運転することを継続的に行う場合に限ります。

＜課税減免などの対象となる障害の範囲＞

①　身体障害者手帳の交付を受けている人

障害の区分		障害の級別
下肢不自由		１級～６級
体幹不自由		１級～３級、５級
視覚障害		１～４級
聴覚障害		２級、３級
平衡機能障害		３級、５級
音声機障害		３級（喉頭摘出による音声機能障害があ場合に限る）
上肢不自由		１～３級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	１級～３級
	移動機能	１級～６級
内部機能障害		１級、３級、４級
ヒト免疫不ウイルスによる免疫機能障害		１級～４級
肝臓機能障害		１級～４級

②知的障がいのある人
- 療育手帳の交付を受けている人

③精神に障がいのある人
- 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人

※戦傷病者手帳の交付を受けている人も課税減免などを受けられる場合があります。

（６）軽自動車税の種別割減免

【担当】室蘭市役所 市税課 市民税係　TEL 25-2293

■内容

自動車税と同様に、軽自動車税種別割についても一定の要件に当てはまるものは、申請により減免を受けることができます。

■対象

自動車税の課税免除の対象とほぼ同じ内容ですが、詳細について担当までお問い合わせください。

7．障害者総合支援法に基づくサービスについて

（１）制度の概要

■サービスのしくみ

障害者総合支援法に基づくサービスは、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。
※他法（労働者災害補償保険法、介護保険法など）の規定による同様の給付が受けられる人は、他法による給付が優先されます。

自立支援給付

介護給付

障害程度が一定以上の人に生活上または療養上の必要な介護を行います。

- 居宅介護（ホームヘルプ）
- 重度訪問介護
- 同行援護
- 行動援護
- 重度障害者等包括支援
- 短期入所（ショートステイ）
- 療養介護
- 生活介護
- 施設入所支援

訓練等給付

自立した日常生活や社会生活ができるよう、また就労などにつながる支援を行います。

- 自立訓練
- 就労移行支援
- 就労継続支援
- 就労定着支援
- 自立生活援助
- 共同生活援助（グループホーム）

自立支援医療

- 更生医療
- 育成医療
- 精神通院医療※

※実施主体は都道府県など

補装具費

補装具の購入や修理にかかる費用が支給されます。

相談支援

地域生活のための相談支援を行います。

- 計画相談支援
- 地域相談支援

↓

障がい者・児

↑

地域生活支援事業

市町村が、障がいのある人を総合的に支援する体制をつくり、様々な事業を行います。

- 相談支援
- 成年後見制度利用支援
- コミュニケーション支援（手話通訳者の配置など）
- 日常生活用具の給付
- 障害者の理解を深めるための事業ほか
- 移動支援
- 日中一時支援
- 訪問入浴サービス
- 地域活動支援センター

（２）障害福祉サービス

【担当】室蘭市役所 障害福祉課　TEL 25-1155

■サービス内容

介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	居宅において入浴、排せつまたは食事の介護などを行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常時介護が必要な人に、居宅における入浴、排せつまたは食事の介護など、外出時における移動中の介護を総合的に行います。
	同行援護	視覚障害により、外出時における移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報とともに、移動の援護などを行います。
	行動援護	知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有し常時介護が必要な人に、外出時における移動中の介護などを行います。
	重度障害者等包括支援	常時介護を必要とし、その介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護などのサービスを包括的に行います。
	短期入所 （ショートステイ）	居宅において介護する人が病気の場合などに、障害者支援施設などで短期間、入浴、排せつまたは食事の介護などを行います。
	療養介護	医療を必要とし常時介護が必要な人に、病院などで行われる機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話を行います。
	生活介護	常時介護が必要な人に、昼間において、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
	施設入所支援	施設に入所する人に、主に夜間において、入浴、排せつまたは食事の介護などを行います。
訓練等給付	自立訓練	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練などを行います。
	就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練などを行います。
	就労継続支援	一般企業などでの就労が困難な人に、就労の機会を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行います。
	就労定着支援	就労移行支援などの利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人に、就労に伴い生じている生活面の課題について、必要な連絡調整や指導・助言などの支援を行います。
	自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を利用していた人が、一般住宅へ移行した場合などに、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言などを行います。
	共同生活援助 （グループホーム）	地域において共同生活を行うのに支障のない人に、主に夜間において、共同生活を行う住居において相談や日常生活上の援助を行います。

※児童を対象としたサービスは、３９ページを参照。

■サービス利用までの手続きの流れ

希望されるサービスにより手続きが異なりますので、詳しいことは担当にお問い合わせください。

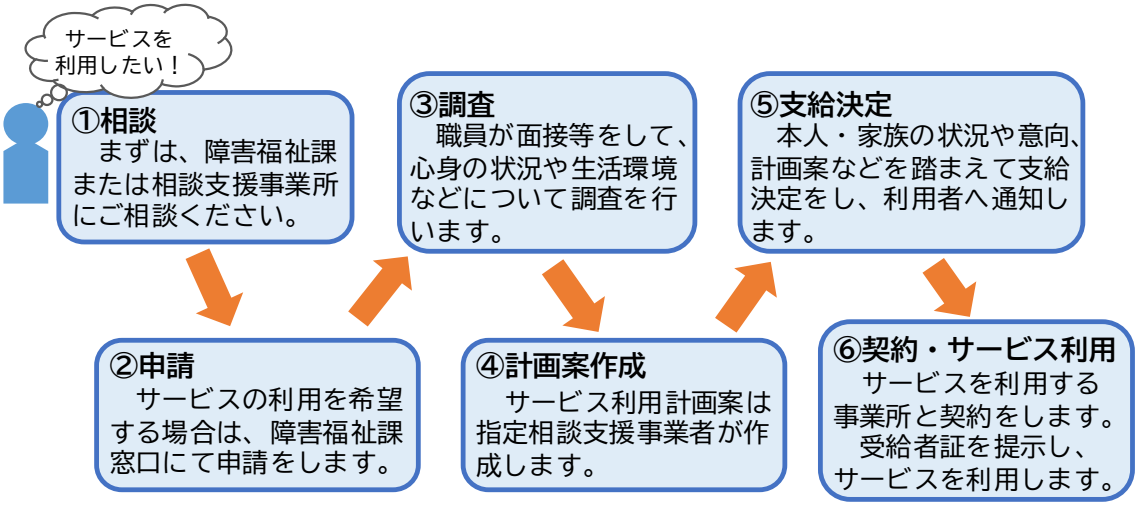

サービス利用開始後は・・・

一定期間ごとに、相談支援事業所からサービス利用状況の確認(モニタリング)を行い、必要に応じてサービス内容の見直しを行います。

■障害福祉サービスを利用したときにかかる費用

利用者負担はサービス量と所得に着目した負担の仕組みとされ、その負担は所得などに配慮した負担（応能負担）とされています。

■利用者負担額の上限

利用者は、所得に応じて下記の負担上限月額まで負担します。ただし、利用したサービスにかかった費用の１割相当額の人が負担上限月額よりも低い場合は、１割相当額が負担額になります。

区分	対象となる人	負担上限月額
生活保護	生活保護世帯の人	０円
低所得１	市民税非課税世帯で障がいのある人または障がいのある児童の保護者の年収が８０万円以下の人	０円
低所得２	市民税非課税世帯で低所得１に該当しない人	０円
一般１	市民税所得割１６万円未満（障害児の場合は、保護者世帯の市民税所得割額２８万円未満）	居宅で生活する障害者および２０歳未満の施設入所者　９，３００円 居宅で生活する障害児　４，６００円
一般２	市民税所得割１６万円以上（障害児の場合は、保護者世帯の市民税所得割額２８万円以上）	３７，２００円

■高額障害福祉サービス等給付費

同じ世帯で複数の人が、障害福祉サービス、障害児通所（入所）支援、補装具などを利用したり、１人の人が障害福祉サービス、障害児通所（入所）支援、補装具などのサービスを併用したりしたためにひと月の自己負担額の合計が、世帯の基準額を超えたときには、超えた金額を助成します。

■グループホーム利用者の家賃助成

グループホームの利用者（生活保護または低所得の世帯）が負担する家賃を対象として、利用者１人あたり月額１万円を上限に補足給付が行われます。

家賃	補足給付額
１万円未満の場合	実費
１万円以上の場合	１万円

（３）相談支援事業

障害福祉サービス、地域相談支援または障害児通所支援を申請した場合は、サービスなど利用計画案または障害児支援利用計画案を提出していただきます。計画の作成は、指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者が行います。計画の作成費用は無料です。

計画相談支援	サービス利用支援	障害福祉サービスなどの申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後にサービス事業者などとの連絡調整を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。
	継続サービス利用支援	支給決定されたサービスなどの利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者などとの連絡調整などを行います。
地域相談支援	地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する１８歳以上の人などを対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整などを行います。
	地域定着支援	居宅において単身で生活している障がい者などを対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。
障害児相談支援	障害児支援利用援助	障害児通所支援の申請にかかる支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後にサービス事業者などとの連絡調整などを行うとともに障害児支援利用計画の作成を行います。
	継続障害児支援利用援助	支給決定されたサービスなどの利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者などとの連絡調整などを行います。

■市内相談支援事業所

	相談事業所名	住　所	電話番号	ＦＡＸ番号	計画	児計画	移行	定着	法人名
1	室蘭市相談支援センター らん	中央町2-7-13 室蘭中央町米塚ビル4Ｆ	22-3300	22-3366	○	○	○	○	特定医療法人社団千寿会
2	室蘭市障がい者総合相談支援室 げんせん	母恋北町1-4-2	24-7070	24-7070	○	○	○	○	社会福祉法人室蘭言泉学園
3	相談支援事業所 Ｋ＆Ｋ	母恋北町2-3-18 Ｋ＆Ｋビル202号室	24-5522	22-5533	○	○			有限会社Ｋ＆Ｋトータルケア
4	相談支援事業所クルハウス	知利別町2-22-31	48-9133	48-9133	○	○			特定非営利活動法人 くるくるネット
5	室蘭市子ども発達支援センター あいくる	母恋南町2-22-3	50-6705	25-5500		○			室蘭市

（４）補装具費

【担当】室蘭市役所 障害福祉課　TEL 25-1155

■サービス内容

身体障害者手帳の交付を受けた人は、必要に応じて障害を補う補装具の交付、修理を受けられます。

＜補装具の種類＞

視覚	義眼、眼鏡、視覚障がい者用安全杖など
聴覚	補聴器
音声、言語	意思伝達装置など
肢体	義肢、装具、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ、座位保持装置

※他法（労働者災害補償保険法、介護保険法など）の規定による補装具交付（修理）が受けられる人は、他法による給付が優先されます。

■補装具を利用したときにかかる費用

原則１割が自己負担となりますが、所得に応じて上限額が決められるなど、負担が重くなりすぎないようになっています。

区分	対象となる人	負担上限月額
生活保護	生活保護世帯の人	０円
低所得	市民税非課税世帯の人	０円
一般	市民税課税世帯の人	３７，２００円

※一般区分の人で、世帯の生計中心者の市民税の所得割額が４６万円を超える場合は補装具費の支給対象外となります。

■利用の手続き

事前に申請が必要です。詳しいことは担当にお問い合わせください。

８．地域生活支援事業について

障がいのある人が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業を実施し、安心して暮らせる地域社会の実現を目的に、「地域生活支援事業」を実施しています。

（１）相談支援事業

【担当】室蘭市役所 障害福祉課　TEL 25-1155

障がいのある人・家族などからの福祉に関する各種相談に応じ、情報の提供・助言、障害福祉サービスの利用援助などの必要な支援を行います。

詳細は３～４ページをご覧ください。

（２）手話通訳者の配置

【担当】室蘭市役所 障害福祉課　TEL 25-1155　FAX 25-1166

■内容 ■対象	聴覚障がいおよび音声または言語障がいのある人が、官公庁、医療機関などにおいて円滑な意思の疎通が図られるよう手話通訳者を配置しています。 ＜業務内容＞ ①室蘭市の主催する会合、行事などの手話通訳 ②ろうあ者より通訳依頼のあった場合の派遣 ③手話講習会の開催 ④身体障害者手帳、補装具の申請手続き補助 ⑤市外での手話通訳者派遣の手続き　　など
■手続き	市内・市外問わず手話通訳が必要な場合は担当にお申し出ください。

（３）手話通訳協力員・要約筆記協力員の派遣

【担当】室蘭市役所 障害福祉課　TEL 25-1155　FAX 25-1166

■内容 ■対象	聴覚障がいおよび音声または言語障がいのある人が健聴者との意思の疎通を必要とするときに、手話通訳協力員や要約筆記協力員を派遣します。 ＜派遣範囲＞ ①生命および健康を維持するための医療機関などへの相談または受診 ②市役所など公的機関への各種届け出、相談 ③公的行事および身体障害者団体の会議などへの参加　　など

（４）日常生活用具の給付

【担当】室蘭市役所 障害福祉課　TEL 25-1155

■内容 ■対象	障がいのある人の日常生活が円滑に行なわれるよう、次の用具が給付されます。 また、原則１割が自己負担となりますが、負担が重くならないよう所得に応じて１月あたりの上限額が定められています。 ※介護保険に該当する場合は、介護保険が優先します。
■手続き	事前に申請が必要です。 【必要なもの】申請書、見積書、身体障害者手帳、印鑑、所得が確認できる書類

対象項目一覧			
介護・訓練支援用具	特殊寝台	在宅療養等支援用具	透析液加温器
	特殊マット		ネブライザー（吸入器）
	特殊尿器		電気式たん吸引機
	入浴担架		酸素ボンベ運搬車
	体位変換器		視覚障害者用体温計（音声式）
	移動用リフト		視覚障害者用体重計
	訓練いす		視覚障害者血圧計
	訓練用ベッド		パルスオキシメーター
自立生活支援用具	入浴補助用具	情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置
	便器		情報・通信支援用具
	頭部保護帽		点字ディスプレイ
	Ｔ字杖・棒状の杖		点字器
	移動・移乗支援用具		点字タイプライター
	保護ブーツ		視覚障害者用ポータブルレコーダー
	特殊便器		視覚障害者用活字文書読上げ装置
	火災報知器		視覚障害者用拡大読書器
	自動消火器		視覚障害者用時計
	電磁調理器		視覚障害者用地上デジタル放送対応ラジオ
	聴覚障害者用屋内信号装置		聴覚障害者用通信装置
住宅改修費	居宅生活動作補助用具		聴覚障害者用情報受信装置
			人工喉頭
		排泄管理支援用具	ストーマ装具
			紙おむつ等
			収尿器

※各種目には対象となる障害が定められています。詳細については担当にお問い合わせください。

（５）成年後見制度利用支援事業

【担当】室蘭市役所 障害福祉課　TEL 25-1155

■内容	成年後見制度とは、障害などによって判断能力が十分ではない人について、家庭裁判所に申立てを行い、本人を援助する人（成年後見人など）を選任して、法的な権限を与えて、本人の代わりに法律行為を行うことができるようにする制度のことです。 この制度を利用するにあたり、申立てを行う者がいない場合の申立てや申立てにかかる費用、後見人報酬への助成を行います。
■参考	成年後見制度の申立てのお問い合わせ先は、札幌家庭裁判所室蘭支部へ（TEL 44-6733）

（６）移動支援事業

【担当】室蘭市役所 障害福祉課　TEL 25-1155

■内容	屋外での移動が困難な障がいのある人に対して、社会生活上必要不可欠な外出および余暇活動などの社会参加を目的とした外出のための支援を行ないます。 原則１割が自己負担となりますが、障害福祉サービスおよび障害児通所支援の利用者負担と合わせて上限額の管理を行い、負担が重くなりすぎないようになっています。
■対象	市内に居住地を有する障がいのある人

（７）地域活動支援センター

【担当】室蘭市役所 障害福祉課　TEL 25-1155

障がいのある人に対し、通所により創作的活動または生産活動の機会を提供し、社会との交流促進を図ることを目的とした「地域活動支援センター」を設置しています。

詳細は『１４．障害者福祉総合センター（愛称：ぴあ２１６）』をご覧ください。

（８）訪問入浴サービス

【担当】室蘭市役所 障害福祉課　TEL 25-1155

■内容	入浴が困難な在宅の重度の身体障がいのある人に対し、訪問入浴車で自宅へ浴槽を運び、入浴サービスを行っています。 原則１割が自己負担となりますが、障害福祉サービスおよび障害児通所支援の利用者負担と合わせて上限額の管理を行い、負担が重くなりすぎないようになっています。
■対象	室蘭市に居住する重度の障がいのある人で、身体上、地理上または家庭の事情などにより、入浴する機会に恵まれない人で、現に入浴可能な人

（９）発声教室開催事業

【担当】室蘭市役所 障害福祉課　TEL 25-1155

■内容 ■対象	喉頭（声帯）の摘出手術を受けた在宅の音声機能喪失者に対して、発声訓練・指導を行なう発声教室を開催しています。（月２回程度開催）

（１０）日中一時支援事業

【担当】室蘭市役所 障害福祉課　TEL 25-1155

■内容	障がいのある人に対する日中における一時的な活動の場の提供、見守り、および社会に適応するための日常的な訓練などの支援を行います。 原則１割が自己負担となりますが、障害福祉サービスおよび障害児通所支援の利用者負担と合わせて上限額の管理を行い、負担が重くなりすぎないようになっています。
■対象	市内に居住地を有する障がいのある人で、日中において監護する者がいないなどの理由により、一時的に見守りなどの支援の必要があるもの

（１１）声の「広報むろらん」の発行

【担当】室蘭市役所 障害福祉課　TEL 25-1155

■内容 ■対象	室蘭市の広報紙「広報むろらん」を読むことが困難な視覚障がいのある人に対して、カセットテープやＣＤによる声の「広報むろらん」を毎月郵送により貸し出します。

（１２）視覚障害者生活情報提供事業

【担当】室蘭市役所 障害福祉課　TEL 25-1155

■内容 ■対象	視覚障がいのある人に対し、公的機関からの情報や生活情報などを音訳化、点字化し提供します。 ＜点字情報提供＞ 公的機関からの情報や新聞などの情報などからなる点訳情報誌を年４回以上発行 ＜声の情報提供＞ 公的機関からの情報や新聞などの情報などからなる音訳情報誌を年６回発行

（１３）点訳・要約筆記・手話奉仕員養成事業

【担当】室蘭市役所 障害福祉課　TEL 25-1155

■内容	障がいのある人への情報提供やコミュニケーションの確保を図るために、必要な技術を身につけ、ボランティアなどとして登録していただく、点訳・要約筆記・手話奉仕員養成講座を開催しています。（各講座 年間１５～２０回開催）
■対象	点訳・要約筆記・手話の技術の習得を志す人
■手続き	毎年「広報むろらん」（４月号）に募集案内を掲載しています。

９．その他の制度について

（１）駐車禁止除外指定車標章の交付

【担当】室蘭警察署 交通第一課 規制係　TEL 46-0110（内線 414）

■内容

心身に障がいがあり、歩行が困難な人が自分で運転または同乗している自動車については、公安委員会の駐車禁止除外指定車標章の交付を受けた場合は、駐車禁止規制の対象から除外されることがあります。

■対象

障害の区分			障害の級別	戦傷病者
身体障害	視覚障害		１級～４級の１	特別項症から第４項症
	聴覚障害		２級、３級	特別項症から第４項症
	平衡機能障害		１級～５級※	特別項症から第４項症
	上肢不自由		１級～２級の２	特別項症から第３項症
	下肢不自由		１級～５級※	特別項症から第４項症※
	体幹不自由		１級～５級※	特別項症から第４項症
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	１級～２級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除きます。）	
		移動機能	１級～５級※	
	心臓機能障害		１級、３級	特別項症から第３項症
	じん臓機能障害		１級、３級	特別項症から第３項症
	呼吸器機能障害		１級、３級	特別項症から第３項症
	ぼうこうまたは直腸の機能障害		１級、３級	特別項症から第３項症
	小腸の機能障害		１級、３級	特別項症から第３項症
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		１級～３級	
	肝臓機能障害		１級～３級	
知的障害			重度（Ａ）	
精神障害			１級	

※上記のほかに小児慢性特定疾患児手帳の交付を受けている「色素性乾皮症」の人も対象となります。
※車両を所有していない人や運転免許証を持っていない人でも標章の交付が受けられます。
※タクシーや他の人の車両に乗車する場合にも標章が使用できます。

■手続き

申請は、障害者手帳所持者[注1]本人（以下「申請者」）が行ってください。ただし、申請者が来庁できない場合は介護人[注2]または代理人が申請を行うことができます。
【必要なもの】指定申請書、身体障害者手帳[注3、注4]（または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）、過去に標章の交付を受けたことのある人は旧標章
※介護人または代理人が申請する場合は身分確認を行いますので、あらかじめ自動車運転免許証、パスポート等をご用意ください。

（注１）身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を所持している人
（注２）申請者が未成年、精神障害者保健福祉手帳所持者、療育手帳所持者等の場合は当該申請者の親権者、同居人、介護人、施設の管理者等の主に申請者の介護を行っている人
（注３）手帳に記載の氏名が戸籍と異なっている人、または、住所欄に記載の住所が現住所と異なっている人は、申請前に変更の届出をしてください。 また、手帳に貼付した顔写真が汚損または棄損している場合は、自動車運転免許証、健康保険証またはパスポートなどで確認させて頂くことがあります。
（注４）手帳内容のコピーを提出できる場合は、事前の準備にご協力ください。
コピーの形式など、詳細は直接警察署にお問い合わせください。

（２）むろらん手話電話サービス

【担当】室蘭市役所　障害福祉課　TEL 25-1155

■内容	テレビ電話機能を用いた手話による電話リレーサービスを提供し、スマートフォン、タブレット端末またはウェブカメラを通して、聴覚、言語機能、音声機能に障がいのある人と手話で会話をしながら必要な相手方への電話を手話通訳者が代行するサービスを行っています。
■対象	市内に居住する聴覚、音声・言語機能障がいのある人
■手続き	〈事前準備〉 １.スマートフォン又はタブレット端末等で、ＬＩＮＥを使用できるよう環境整備をしてください。 ２.むろらん手話電話サービスモデル事業の利用申込み及び同意書を障害福祉課へ提出してください。 ３.障害福祉課で登録した後、手話電話サービスで使用するＬＩＮＥのＩＤ又は、ＱＲコードを通知しますので、ご自分のＬＩＮＥにて友だち追加してください。 ４.ＬＩＮＥで友だち追加した「むろらんしゅわでん」に対し、トークにてご自分の名前（フルネーム）を入れて、メッセージを送ってください。 ５.障害福祉課より返信メッセージに、テレビ電話のテストを行うため、そちらの都合が良い日時を伺い、手話電話サービスのテスト利用を行います。 ６.テスト利用ができたら、事前準備の終了です。 〈利用方法〉 １.ＬＩＮＥで友だち追加した「むろらんしゅわでん」に対し、トークにてご自分の名前（フルネーム）、利用日時、相手先名、相手先電話番号を入れて、メッセージを送っていください。 ２.「むろらんしゅわでん」より日程などを確認するため返信メッセージを送り、予約を受け付けます。 ３.予約した日時に、ＬＩＮＥで友だち追加した「むろらんしゅわでん」にテレビ電話をかけてください。 ４.手話通訳者がテレビ電話を受けて、連絡を取りたい相手先に電話をかけ、手話通訳による手話電話サービスを行います。 〈注意事項〉 １.障害福祉課の手話通訳者が外勤している場合もありますので、必ず事前に予約してください。 ２.事前に予約した手話電話サービスを取り消す場合は、必ずご連絡ください。

（３）自動消火器・火災警報器設置

【担当】室蘭市社会福祉協議会　TEL 83-5031

■内容	ねたきり高齢者、身体に障がいのある人など、火災発生時の避難が著しく困難な人がいる世帯に対し、自動消火器・火災報知器設置を行います。
■対象	・要介護４以上で６５歳以上のねたきり高齢者 ・要介護１以上で火災発生時の避難が著しく困難な６５歳以上のひとり暮らしの高齢者 ・体幹機能、下肢機能、視覚、聴覚の障がいにより身体障害者手帳の交付を受けている人で等級が１級の人（聴覚障害は２級も対象）
■手続き	身体障害者手帳、介護保険被保険者証をご持参ください。

（４）緊急通報装置の設置

【担当】室蘭市役所 高齢福祉課 介護認定係　TEL 25-2861

■内容	緊急時の通報が困難な人に緊急通報装置を貸し出し、緊急時にはガードマンが駆けつけます。
■対象	・市内在住で６５歳以上のひとり暮らしの高齢者または高齢者のみの世帯で、病気のため日常生活動作に支障があり緊急時の通報が困難な人 ・身体障害者手帳の１、２級の人

（５）車いすの貸出

【担当】室蘭市社会福祉協議会　TEL 83-5031
室蘭身体障害者福祉協会　TEL 45-6611

■内容 ■対象	通院や旅行などで一時的に車いすを必要とする人に対して貸出を行っています。 （利用料はかかりません。） ＜貸出場所（貸出期間）＞ ①室蘭市社会福祉協議会（貸出期間　最長４か月） ②室蘭身体障害者福祉協会（貸出期間　最長１か月）
■手続き	※数に限りがありますのでお問い合わせください。

（６）ファクス利用の支援

【担当】室蘭市役所 障害福祉課　TEL 25-1155

■内容	電話による意思伝達ができない聴覚、音声・言語機能障がいのある人が、外出中緊急に連絡をとりたいときに、市施設のファクスを利用することができます。
■対象	市内に居住する聴覚、音声・言語機能障がいのある人
■手続き	あらかじめ、登録手続きが必要ですので、担当にお申し出ください。

（７）生活福祉資金貸付制度

【担当】室蘭市社会福祉協議会　TEL 83-5031

■内容 ■対象	障がいのある人がいる世帯に対し、生業を営むのに必要な経費、就職するための知識、技能を習得するのに必要な経費、障害者用自動車購入経費、その他日常生活上一時的に必要な経費などの貸付を、他の制度が利用できない場合に行っています。

（８）ふとん乾燥サービス

【担当】室蘭市社会福祉協議会　TEL 83-5031

■内容	在宅で寝たきりの人のふとんの洗濯・乾燥を、必要に応じ指定クリーニング専門業者が行います。
■対象	・要介護４以上で６５歳以上のねたきり高齢者 ・体幹機能障害、下肢機能障害２級以上の身体障害者手帳の交付を受けているねたきりの人
■手続き	身体障害者手帳、介護保険被保険者証、印鑑をご持参ください。

（９）市営住宅の入居

【担当】室蘭市役所 市営住宅課　TEL 25-2683

■内容	市営住宅には、車椅子専用住宅（東町１８戸、寿町４戸）があります。
■対象 ■手続き	入居する場合、収入が一定額以下であること、日常生活で常時車椅子を使用すること、身体障害者手帳もしくは戦傷病者手帳の交付を受けていることなどの要件がありますので、入居を希望される人は空室状況も含めてご相談ください。

（１０）医療的ケア支援事業

【担当】室蘭市役所 障害福祉課　TEL 25-1155

■内容 ■対象	日常的に吸引、経管栄養、導尿、注射などの医療的ケアを必要とする重度の心身障がいのある人の社会活動への参加を確保するため、地域活動支援センターなどへ看護師を派遣します。

（１１）郵便等による不在者投票制度

【担当】室蘭市 選挙管理委員会事務局　TEL 25-2800

■内容	投票所で投票することが困難な重度身体障がいのある人が郵便などで投票できる制度です。
■対象	・身体障害者手帳 両下肢・体幹・移動機能の障がいのある人　１級、２級 心臓・じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸　１級または３級 免疫、肝臓　１級～３級 ・戦傷病者手帳 両下肢、体幹の障がいのある人　特別項症から第２項症 内部障がいのある人（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓）　特別項症から第３項症 ・介護保険の被保険者証 要介護状態区分が「要介護５」の人

（１２）ＦＡＸ(ファクス)１１９番通報

【担当】室蘭市 消防署 指令係 TEL 43-0119
FAX 41-4649
Ｅメール fire-syo-tuusin@city.muroran.lg.jp

■内容	音声による意思疎通の困難な人が円滑に緊急通報を行うことが出来るよう、ＦＡＸ（ファクス）を利用した１１９番通報を実施しています。
■対象	事前登録は不要で、室蘭市内からの利用であればどなたでも利用可能です。 ＦＡＸ１１９番通報用紙は本市ホームページからもダウンロードすることができます。 ⇒ホーム ＜ くらし ＜ 消防・救急 ＜ ＦＡＸによる１１９番通報について URL）http://www.city.muroran.lg.jp/main/org8850/fax119.html

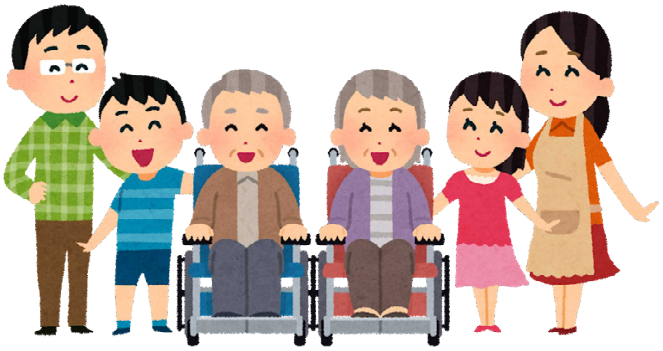

（１３）障がいのある人に関するマーク

障がいのある人が安全で快適に暮らすことができるように、公的機関や障がい者にかかわる団体などが定めたマークです。代表的なものを覚えておきましょう。

障がい者のための国際シンボルマーク

障がいのある人が利用しやすい建築物や公共輸送機関であることを示す、世界共通のマークです。

車いすを利用する人だけではなく、障がいのあるすべての人のためのマークです。

盲人のための国際シンボルマーク

視覚障がい者の人の安全やバリアフリーを考慮した建物・設備・機器につけられている世界共通のマークです。

信号や音声案内装置、国際点字郵便物、点字を使用した書籍、印刷物などに使用されています。

身体障害者標識（車に表示）

肢体不自由であることを理由に運転免許に条件を付された人が車に表示するマークです。

このマークをつけた車に幅寄せや割り込みをしていけません（やむを得ない場合を除き、道路交通違反になります）。

聴覚障害者標識（車に表示）

聴覚障がいがあることを理由に運転免許に条件を付された人が車に表示するマークです。

このマークをつけた車に幅寄せや割り込みをしていけません（やむを得ない場合を除き、道路交通違反になります）。

耳マーク

聴覚に障がいがあることを示し、コミュニケーション方法に配慮を求める場合などに使用されているマークです。

また、自治体や病院、銀行などを利用したとき、聴覚障がい者に援助することを示すマークとしても使用されています。

補助犬マーク

身体障がい者補助犬と一緒に入ることができる施設やお店を示すマークです。

不特定多数の人が利用する施設では、補助犬の受け入れが義務づけられています。

補助犬とは、盲導犬・介助犬・聴導犬のことを指します。

●これらは障がいのある人の社会参加を助けるマークです。どんなことが不自由で、何ができないのかを周りの人が理解することで、障がいのある人へのサポートにつながります。

オストメイトマーク

オストメイト（人工肛門・人工膀胱を造設した人）を示すマークです。
オストメイト対応のトイレなどの設備があることを示す場合などに使用されています。

ハートプラスマーク

身体内部(心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱、直腸、肝臓、免疫機能)に障がいがある人を表しています。
身体内部に障がいがある人は、外見からは分かりにくいため、様々な誤解を受けることがあります。

ヘルプマーク（ＪＩＳ規格）

義足や人工関節を使用している人、内部障がいや難病の人など、外見からは分かりにくくても援助や配慮を必要としている人のためのマークです。
このマークを身につけている人は、周りの人に配慮を必要としていることを知らせることができます。

障害者雇用支援マーク

公共財団法人ソーシャルサービス協会が障害者の在宅障害者就労支援並びに障害者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マークです。
障害者の社会参加を理念に、障害者雇用を促進している企業や障害者雇用を促進したいという思いを持っている企業が掲示しています。

手話マーク

耳が聞こえない人が手話でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、窓口や施設がその対応ができることを示すマークです。
耳が聞こえない人がマークを提示した際は「手話で対応をお願いします」、窓口などが掲示している場合は「手話で対応します」の意味になります。

筆談マーク

耳が聞こえない人、音声言語障害者、知的障害者や外国人などが筆談でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、窓口や施設がその対応ができることを示すマークです。
耳が聞こえない人などがマークを提示した際は「筆談で対応をお願いします」、窓口などが掲示している場合は「筆談で対応します」の意味になります。

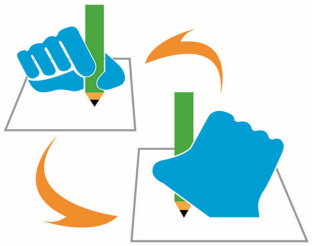

１０．雇用の促進について

障がいのある人の職業相談、職業紹介、就職後の相談などに応じ、「職業安定法」「雇用対策法」「障害者の雇用の促進等に関する法律」などにより、雇用の安定と促進を図っています。

（１）北海道障害者職業能力開発校の入校

【担当】北海道障害者職業能力開発校　TEL 0125-52-2774

障がいのある人に、仕事につきやすくなっていただくため、一人ひとりの適性に合わせた職種についての知識や技能を持っていただくことを目的としています。

昭和４０年に砂川市に設置された国立の北海道障害者職業能力開発校では、総合ビジネス科、プログラム設計科、ＣＡＤ機械科、建築デザイン科、総合実務科（知的障がい者のみ）の訓練を行っています。

寄宿舎があり入校中は訓練手当が支給される場合もありますので、入校を希望される人は、入校相談担当者へおたずねください。

（２）職場適応訓練制度

【担当】ハローワーク（室蘭公共職業安定所）専門援助部門　TEL 22-8689

北海道が事業主に委託し、身体・知的・精神障がいのある人の能力に適した作業について訓練を行い、訓練終了後はその事業所に引き続き雇用していただくことを目指す制度です。

＜訓練期間＞６か月～１年　※訓練期間中、事業主には委託料、訓練生には訓練手当が支給されます。

（３）障害者就業・生活支援センター事業

【担当】西胆振障がい者就業・生活支援センター　すて～じ　TEL 0142-82-3930

就職を希望されている人あるいは在職中の障がいのある人が抱える課題に応じて、雇用および福祉の関係機関（公共職業安定所、地域障害者職業センター、社会福祉施設、医療機関、特別支援学校など）との連携の下、就業支援担当者と生活支援担当者が協力して、就業面および生活面の一体的な支援を行います。

（４）職業相談・職業評価・職業準備支援・職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援事業・リワーク支援

【担当】北海道障害者職業センター　TEL 011-747-8231

- 職業相談・職業評価：各種検査や相談を通じて現状分析を行い、「職業リハビリテーション計画」を策定します。
- 職業準備支援：職業上の課題把握や模擬的就労場面での作業活動や各種講習の受講を通じて、対処方法の検討・習得に向けた支援を行います。
- 職場適応援助者による支援事業：職場訪問などにより、職場適応に関する様々な支援を行います。
- リワーク支援：うつ病などで休職している人の円滑な職場復帰に向けた支援を行います。

URL）https://www.jeed.go.jp/location/chiiki/hokkaido/

（５）事業主に対する諸制度

【担当】＜特定求職者雇用開発助成金、障害者トライアル雇用事業＞
ハローワーク（室蘭公共職業安定所）専門援助部門　TEL 22-8689
＜障害者雇用納付金制度に基づく助成金＞
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
北海道支部　高齢・障害者業務課　TEL 011-622-3351

事業主に対しては特定求職者雇用開発助成金、障害者トライアル雇用事業、障害者雇用納付金制度に基づく助成金の支給など各種援護制度により、障がいのある人の雇用の促進と職業の安定を図っています。　URL）https://www.jeed.go.jp/location/shibu/hokkaido/01_ks.html

１１．障がいのある子の支援

（１）特別児童扶養手当

【担当】室蘭市役所 障害福祉課　TEL 25-1155

■内容	２０歳未満の重度の心身障がいのある児童を扶養している保護者に手当が支給されます。
■対象	①精神または身体に５７ページの「（２）国民年金法障害等級表」に該当する程度の障害があること ②施設に入所していないこと（通所可） ③受給者などの所得制限があります。
■手続き	詳しいことは担当にお問い合わせください。 【必要なもの】世帯全員の住民票、戸籍謄本、身体障害者手帳または療育手帳、　印鑑、手当用診断書、保護者名義の預貯金通帳、マイナンバーカードなどの個人番号確認書類など

（２）障害児福祉手当

【担当】室蘭市役所 障害福祉課　TEL 25-1155

■内容	在宅の２０歳未満の重度障がいのある人のうち、日常生活において常時介護を必要とする人に手当が支給されます。
■対象	①精神または身体に５８ページの「（３）障害児福祉手当障害程度表」に該当する程度の障害があること ②施設に入所していないこと（通所可） ③受給者などの所得制限があります。
■手続き	詳しいことは担当にお問い合わせください。 【必要なもの】身体障害者手帳または療育手帳、印鑑、手当用診断書、障がいのある児童名義の預貯金通帳、マイナンバーカードなどの個人番号確認書類　など

（３）室蘭市災害遺児手当

【担当】室蘭市役所 子育て支援課 児童福祉係　TEL 25-2494

■内容	労働災害または交通事故により、父母のいずれかが死亡もしくは障がいの状態となったとき、またはその他の原因により父母が共に死亡したとき、義務教育中の児童を養育している人に手当が支給されます。
■対象	①引き続き６か月以上本市に居住していること ②障がいの場合、児童扶養手当法第４条に規定する障がいの状態にあること
■手続き	詳しいことは担当にお問い合わせください。 【必要なもの】事故証明書、戸籍謄本（本籍が市外の場合）、身体障害者手帳または診断書、請求者名義の預貯金通帳、など

（４）軽度・中等度難聴児に対する補聴器購入費等助成事業

【担当】室蘭市役所 障害福祉課　TEL 25-1155

■内容 ■対象 ■手続き	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に対し、補聴器の購入または修理に要する費用の一部を助成します。対象児が安心して日常生活をおくることを支援するとともに、保護者の経済的負担の軽減をはかるための事業です。 対象用件などがありますので、事前に担当までお問い合わせください。

（５）小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業

【担当】室蘭市役所 健康推進課　TEL 45-6610

■内容 ■対象 ■手続き	在宅の小児慢性特定疾病児童など（医療受給者証の認定を受けている者）のうち、児童福祉法や障害者総合支援法による給付を受ける事のできない人に対し、特殊寝台などの日常生活用具が給付されます。 資格要件などの詳しいことについては担当にお問い合わせください。

（６）特別支援教育

【担当】室蘭市教育委員会 学校教育課　TEL 22-5055

特別支援学級	障がいなどにより、通常学級における教育や配慮では十分な教育効果を上げることが困難な児童生徒のための学級です。児童生徒一人一人の状況や特性に応じて、特別な教育的支援を行います。 (注)対象児童生徒が在籍する場合に開設しています。
特別支援学校	障がいなどによる学習上または生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とし、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準じた教育が行われます。 ＜市内の特別支援学校＞ ○北海道室蘭養護学校（知的障がい対象、小学部・中学部・高等部） ○北海道室蘭聾学校（聴覚障がい対象、幼稚部・小学部・中学部）
言語障害通級指導教室	ことばに障がいなどをもつ児童に対して、通級により障がいなどを改善するための指導を行います。 ＜設置校＞みなと小、蘭北小、海陽小、地球岬小
幼児ことばの教室	ことばに障がいまたは不安がある幼児に対して、就学前に障がいなどを改善するための指導を行います。 ＜設置校＞みなと小、蘭北小
特別支援教育就学奨励費の助成	特別支援学級に在籍する児童生徒の学用品購入費や学校給食費などの一部を助成しています。 また、言語通級指導教室に通っている児童の交通費も助成しています。
通学、校外活動の交通費の助成	情緒学級、肢体不自由学級、病弱学級、弱視および難聴学級に在籍する児童生徒の通学費、校外活動費（肢体不自由のみ）を助成しています。

（７）特別支援保育

【担当】室蘭市役所 子育て支援課 子ども育成係　TEL 25-2400

■内容	子どもが中・軽度の障がいで集団保育・通所が可能な場合、原則３歳以上であれば、保育所・認定こども園に入所できます。 ＜実施保育所＞　全保育所・認定こども園
■対象	日中仕事をしているなどの理由で子どもの保育を必要とする家庭。

（８）障がい児サービス

【担当】室蘭市役所 障害福祉課　TEL 25-1155

■利用までの流れ

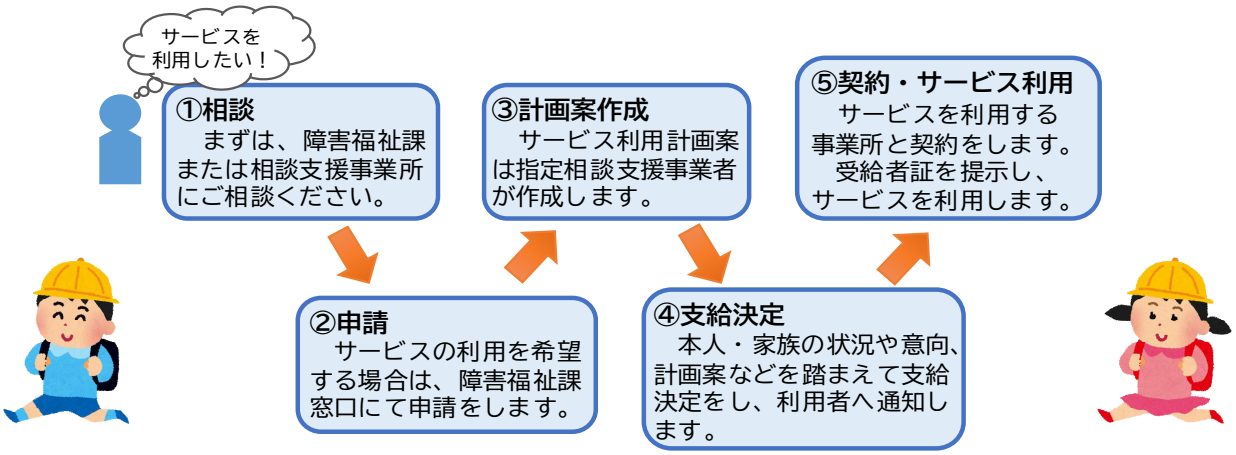

サービス利用開始後は・・・
一定期間ごとに、相談支援事業所からサービス利用状況の確認(モニタリング)を行い、必要に応じてサービス内容の見直しを行います。

放課後等デイサービス

障がい児の日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を行います。

■対　象
原則、小学生から高校生までの障がいのある子ども

■期　間
放課後、長期休暇中

■実施施設

施設名	住所	電話番号
デイサービスリハセンターＫ＆Ｋ	母恋北町 2-3-1	25-5522
子ども発達支援センターあいくる	母恋南町 2-22-3	25-5501
ひまわり	寿町 1-1-9	83-7657
放課後等デイサービスほくと	日の出町 1-21-1	84-1500
放課後等デイサービス　すてら	中島本町 3-16-8	57-4149
ゴチャマーゼ	中島町 1-8-5　プレアディス中島 5F	84-9783
放課後等デイサービス　クルハウス	知利別町 2-22-64	48-9133
放課後等デイサービス　ウタラ	宮の森町 2-104-1	090-2056-7181
りんく　むろらん	宮の森町 3-11-18	83-6740
ほたて	崎守町 381-21	59-5397
おたがいサロン	白鳥台 5-1-10	50-3890

児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与および集団生活への適応訓練を行います。

■対　象

就学前の発達の遅れや障がいのある子ども

■実施施設

施設名	住所	電話番号
子ども発達支援センターあいくる	母恋南町 2-22-3	25-5501
ひまわり	寿町 1-1-9	83-7657
放課後等デイサービス　ウタラ	宮の森町 2-104-1	090-2056-7181
おたがいサロン	白鳥台 5-1-10	50-3890

保育所等訪問支援

障がい児が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与します。

■対　象

発達の遅れや障がいのある子ども

■訪問先

保育所、幼稚園、小学校など

施設名	住所	電話番号
子ども発達支援センターあいくる	母恋南町 2-22-3	25-5501

障害児入所支援

障がいのある子どもの入所による保護、日常生活の指導、自立に必要な知識・技能取得の訓練を行います。

■実施施設

施設名	住所	電話番号
室蘭言泉学園	母恋南町 5-5-39	22-3037

短期入所・日中一時支援

保護者の出張や入院、育児疲れなどの子どもの短期間または日中の預かりを行います。

■実施施設

施設名	住所	電話番号
室蘭言泉学園（短期入所）	母恋南町 5-5-39	22-3037
日中一時支援事業所「にこにこ」	母恋南町 5-5-39	22-3037
ろぐらん（日中一時支援）	八丁平 4-25-14	41-7887

『子ども発達支援センターあいくる』

あいくる、とは？

心身の発達に心配のある児童を対象に、児童福祉法に基づく児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、相談支援を提供する施設です。保護者からの相談対応・日常生活の指導や集団生活への適応訓練を行いながら、子どもの成長をお手伝いします。「あいくる」とは、「愛くるしい子どもたちが集い、たくさんの愛が集まる場所になりますように」との思いが込められています。

ぜひご相談ください！

お子様の困り感について、一人で悩まずに、まずはあいくるにご相談ください。
あいくるでは、内容によって、臨床心理士や保育士、理学療法士が相談に応じます(相談無料)。施設の利用に限らず、相談をお受けしています。内容によっては、専門機関を紹介いたします。

支援ファイル『すてっぷ』

発達に心配のある子どもについて、乳幼児期から成人期までの発達状況や支援内容を関係者と共有し、適切な支援を受けるための支援ファイル「すてっぷ」を作成、配布しています。

【問い合わせ先】
保健福祉部子育て支援課子ども発達支援センターあいくる
室蘭市母恋南町２丁目22番３号
TEL：25-5502　FAX：25-5500

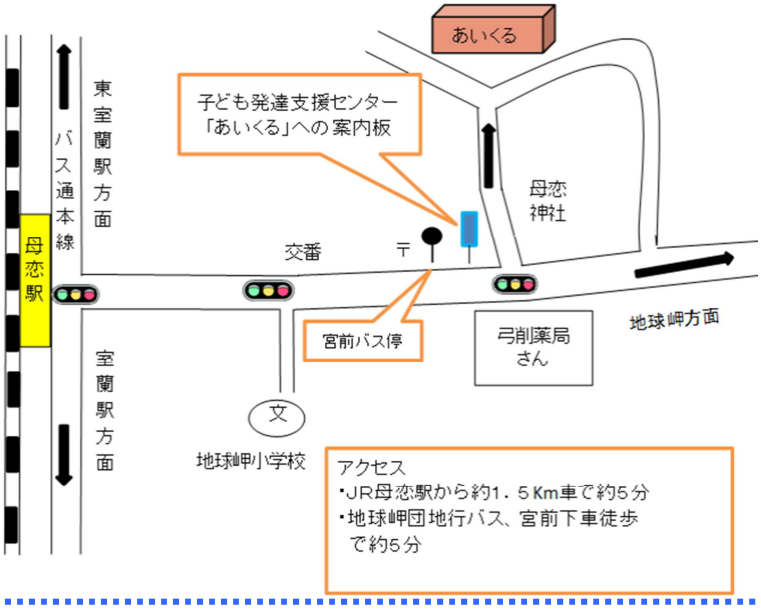

１２．障害福祉団体

一般社団法人 室蘭身体障害者福祉協会	
■代表	政田　一美
■紹介	障がいのある人もかけがえのない個人として尊重され、安心してくらせる地域共生社会の実現に貢献することを目標としています。室蘭市障害者福祉総合センターの管理、運営と地域活動支援センター事業（生きがい講座、機能訓練、入浴サービス）等を実施しています。センター内の部屋の貸出の他、車いすや各種軽スポーツ用品も貸出しています。
■問合せ	澤田　光男　TEL 45-4222　　東町 2-1-6【ぴあ 216 内】

室蘭聴力障害者協会	
■代表	齋藤　隆夫
■紹介	聴覚障がい者相互の交流と親睦を深め、社会的地位の向上と福祉の推進を図っています。 主に手話サークル(３団体)の手話指導および交流、パッチワーク教室の開催やいろいろなレクリエーションを通して知識などを高めています。
■問合せ	宮武 美登里　FAX 41-4660　　東町 2-1-6【ぴあ 216 内】

室蘭視力障害者福祉協会	
■代表	柴田　孝
■紹介	視覚障害者の社会参加を目的とし、会員の福祉の増進と文化の向上に努め、併せて相互の親睦をはかる。
■問合せ	TEL 44-3225　　東町 2-1-6【ぴあ 216 内】

室蘭地方腎友会（腎臓病・透析の患者会です）	
■代表	松永　輝一
■紹介	当会は「誰でも、暮らしている地域で」透析を受けられる地域医療を目指し１９７５年に結成された腎臓病の患者会です。 室蘭登別両市の慢性腎臓病（ＣＫＤ）推定人口は１万３千６００人、透析患者は約５５０人であり「早期発見・早期治療による透析導入などの重症化予防」を目的としたＣＫＤの普及啓発に取り組んでいます。また、一生続く維持透析に替わる腎移植等の移植医療と腎臓病などの治療法のない病の治療につながる再生医療の推進支援、透析患者が利用している社会保障の維持と充実などの腎疾患対策の実現などを目指しています。
■問合せ	TEL・FAX 83-6155(転送電話)　　東町 2-1-6【ぴあ 216 内】 ※代表者連絡先　080-1970-9508（松永）

室蘭障がい者スポーツ協会	
■代表	我妻　静夫
■紹介	障がいのある人が、スポーツを通して体力づくりや仲間づくりをし、社会参加と健康で生きがいのある生活が営め、障がいがあってもなくてもすべての人々との健全な社会形成が出来ることを目的としています。 障がい者スポーツの普及・振興に関して、大会・交流会などの情報や資料の収集を行い、現在は入江温水プールでの水泳教室、ぴあ２１６ではボッチャ教室を実施しています。
■問合せ	松山　忠義　TEL 45-4222　　東町 2-1-6【ぴあ 216 内】

室蘭手話通訳問題研究会	
■代表	須田　暁子
■紹介	手話や手話通訳、手話通訳者のことや聴覚障がい者が抱える問題などを聴覚障がい者の暮らしに学ぶという立場で、ろうあ運動の団体と連携しながら活動しています。 手話に関心を持ったら、聴覚障がい者のことを少しでも知ったら、手話がわからなくても、どなたでも仲間として活動が出来ます。
■問合せ	馬場　由香利　TEL 090-2058-8960

手話サークル　室蘭手輪の会	
■代表	髙田　祐司
■紹介	室蘭手輪の会は、「ろうあ者との親睦を深めながら手話を学び、ろうあ者問題を理解し、それらを解決するために共に努力する」という目的で活動しています。 ろうあ者や手話関係団体と合同で行事や手話を広める講習会などを開いています。 例会は毎週水曜日１８時半から東町ぴあ２１６で開いています。 ぜひ、見学に来てください。
■問合せ	小早川　健夫　TEL 090-8631-4903

手話サークル　室蘭白鳥の会	
■代表	手塚　重子
■紹介	ろうあ者との親睦を深めながら手話を学び、ろうあ者問題を理解し、それらの解決の為に共に努力することを目的としております。 各イベントがある時には、ろうあ者と会員の皆さんが一緒に楽しんで交流を深めています。 例会は毎週水曜日、ぴあ２１６で１０時～１２時まで手話の学習をしております。
■問合せ	TEL 59-3578

北海道中途難失聴者協会 西胆振支部	
■代表	篠原　聖子
■紹介	人生の途中で聞こえが悪くなり孤独に悩む聴力障害者の仲間づくり。聴力障害という目に見えない障がいのきびしさを社会に正しく理解してもらい、福祉の谷間に忘れがちな中途難失聴者の結束を固めることを目的としています。 月１回の例会、秋のレクリエーション、クリスマス会、全道の中途難失聴者の交流会(年１回)、情報提供などを行っています。
■問合せ	五島　真知子　　TEL 45-4828　FAX 45-4827

室蘭市点訳赤十字奉仕団	
■代表	立山　恵美子
■紹介	点字は視覚に障害のある人が自分で読み書きできる唯一の文字です。点訳奉仕団では、本や様々な情報を点字に直して、その方々の生活に役立てていただいています。 また、学校や街中のイベントを通じての、点字を広く知ってもらう「点字教室」や、本格的に点訳の活動をしたい人たちへの「点訳奉仕員養成講座」の開催を行っています。
■問合せ	TEL 080-4046-0318

室蘭市手をつなぐ育成会	
■代表	三浦　幸三
■紹介	室蘭近郊に在住する知的障がい（児）者と、その家族の福祉増進を図ると共に、地域福祉社会の構築、即ちノーマライゼーションの普及に努めています。 ２０１９年度より障がい理解啓発隊「ピリカ・ぴりか」を結成し、小学校を中心に活動を始めています。研修会への参加・スポーツの振興・交流事業・関係機関への参加と協力を進めいてます。
■問合せ	TEL 22-5671　FAX 22-5672　　母恋南町 2-22-3【むろらんワークセンター岬】

室蘭・登別心身障がい者職親会	
■代表	岩浅　眞純
■紹介	働く意思のある障がい者と雇用への理解のある事業主への就労の橋渡しを行い、一人ぼっちの障がい者をなくすために、就労障がい者の交流会・激励会などを行っています。また、就労障がい者の永年勤続表彰、障がい者雇用事業主への表彰を行っています。 事業所、個人、赤い羽根共同募金、社会福祉協議会からのご支援により運営しています。
■問合せ	TEL 85-1145　　登別市富岸町 1-10-7【株式会社ネットワーク内】

室蘭視覚障害者ガイドヘルパーの会	
■代表	山本　ツル子
■紹介	視覚障がいのある方の外出介助、コーラス、季節ごとのレクリエーション交流、スポーツ大会など社会参加支援をしております。また社会福祉協議会主催の「はつらつ福祉ボランティア講座」では市内企業、学校での「ガイドヘルパー出前出張講座」への協力もしております。月１回（不定期）、室蘭市障害者福祉総合センターにて開催しております。
■問合せ	TEL 22-2007

室蘭朗読奉仕者の会	
■代表	中森　芳恵
■紹介	市内に居住する目に障がいがある人を対象に、次のサービスを無料で行っています。 ・音声（テープ・ＣＤ）による生活情報（健康や暮らし、身近な市内の出来事など）を郵送で提供（２か月に１回） ・音声（ＣＤ）による市の広報紙「広報むろらん」を郵送で提供をしています。 ・小説などの本を順次、郵送で提供しています。
■問合せ	TEL 47-8785

パソコンボランティアプラザ室蘭	
■代表	西野　美樹子
■紹介	視力障がいの方のパソコン操作サポートや、人生の中途で聴覚を失ったり、難聴になった人を対象に、情報保障のために文字通訳（要約筆記）を行っています。 〈活動日〉 パソコンサポート(要事前問合せ)＝毎月第 3 日曜　午後 1 時半～　約 2 時間 要約筆記例会＝月曜日(不定期)　午前 10 時～ 場所＝障害者総合福祉センターぴあ 216
■問合せ	TEL 23-8440

北海道喉頭摘出者福祉団体 北鈴会室蘭支部	
■代表	小野　厚子
■紹介	喉頭摘出手術により声を失った人が、電気発声や食道発声など代用音声によって再び自分の意思を伝える為に、室蘭市の委託事業として発声教室を各月の第２月曜日・第４日曜日に、室蘭市障害者福祉総合センターで開催しています。初めて参加される方は代表者までご連絡ください。
■問合せ	TEL 22-2225(事務局)　　新富町 1-5-13【日鋼記念病院医療福祉相談室】 ※代表者連絡先(小野)　TEL/FAX 85-9214

室蘭ハンディキャップスキー協会	
■代表	江下　敦久
■紹介	障害者と健常者が共にスキーを通して滑る快感を喜び楽しむ事を目的として始めた協会です。三十数年経過し、多くの仲間づくりがされてきました。近年では全道のハンディキャップスキー大会に参加し多くのスキーヤーと交流し楽しんでいます。 白銀の世界で一緒に滑りませんか？新規の仲間達を待っています。障害者と健常者が共に滑り心身の鍛練を！
■問合せ	TEL 090-4870-2321

室蘭市ことばを育てる親の会	
■代表	木村　陸美
■紹介	ことばや発達に心配のあるお子さんを持つ親御さんや、この問題に関心を持つ人達が、お互いに手を結んで悩みや問題を解決するために必要な事業を行うことを目的としています。春と夏の親子レクリェーションや学習会、部会行事、会報の発行などを行っています。
■問合せ	①蘭北小学校　　TEL 58-1127　ことばの教室（事務局）　佐藤 友子 ②海陽小学校　　TEL 47-3030　ことばの教室　　高橋 聖子

室蘭肢体不自由児者父母の会	
■代表	中野　由美子
■紹介	市内に在住する身体に障がいを持つ子どもの父母の会です。 主にお花見やふれあいまつり、ボウリング大会、クリスマス会、お祝い会などの年間行事、また札幌コドモックルの整形診察やリハビリなどを受けられる療育キャンプ、市の障害福祉課との懇談会や保護者間のお話会を定期的に行い、情報交換や悩み事などを話し合い、楽しく活動しています。
■問合せ	TEL 27-1623

心身障害児（者）と共に歩む会　ひまわりクラブ	
■代表	河上　邦子
■紹介	障がい児（者）が余暇時間をいきいき過ごせる居場所を作ることを目的として活動しています。 通所授産施設などで働く障がいのある人たちへ、スポーツやレクリエーションを通じて人とかかわり、交流を深める場を提供しています。活動内容は、卓球クラブを中心に活動を行っています。
■問合せ	TEL 83-4526

ふきのとう文庫	
■代表	金丸　悦子
■紹介	布（主にフェルト）で作った絵本、遊具、エプロンシアター、パネルシアターなどを製作、無料で貸し出ししています。どなたでも借りることが出来ます。 使ってみたいと思った方は、毎週水曜日、１０時～１４時頃まで母恋南町にある「子ども発達支援センターあいくる」２階会議室まで来てください。 また、一緒に活動してくれるメンバーも募集しています。
■問合せ	TEL/FAX 46-0601

発達障がい児子育て親の会　ペチュニア	
■代表	木村　美穂
■紹介	発達に課題のある子どもを育てるママやパパ達が、一人で悩まず、ともに笑顔で過ごせる時間と場所を作りたいという思いで立ち上げました。月１回の交流会や勉強会、イベント等を通じて、発達障がい児の子育てについて相談したり、悩みの共有をしていきたいと思っています。一人で悩まずに、同じ境遇や同じ気持ちでいる仲間と情報交換をしませんか？会員も随時募集していますので、入会したいという方はご連絡ください。
■問合せ	メール　2212petunianokai@gmail.com

※事務局が個人宅の団体については、個人情報保護のため住所を控えさせていただきます。

１３．障がいのある人のための施設（市内）

■日中活動系サービス

①就労移行支援、就労定着支援、就労継続支援

	事業所名	住　所	電話番号	ＦＡＸ番号	継続Ａ	継続Ｂ	移行	定着	法人名
1	ハッピーワーク室蘭	祝津町1-124-21	23-5225	23-5226		○			NPO法人　HAPPY WORK室蘭
2	日中活動センター げんせん	母恋北町1-2-20	23-0520	84-1550		○			社会福祉法人室蘭言泉学園
3	むろらんワークセンター 岬	母恋南町2-22-3	22-5671	47-5672		○			NPO法人室蘭市手をつなぐ育成会
4	就労継続支援Ｂ型　来夢	輪西町1-36-9	43-2004	84-4637		○			NPO法人ひだまりの森
5	障がい者自立支援事業所エスポワール	東町1-5-21	84-5120	84-5121		○			NPO法人エスポワール
6	ゴチャマーゼ	中島町1-8-5プレアディス中島5F	84-9783	84-9784		○			株式会社由希
7	就労支援センター JOBスタ	中島町1-23-24A・H・Sﾋﾞﾙ2F	50-6622	50-6633		○			株式会社キャリアライン
8	就労支援事業所テオトル	港北町4-26-19 岡アパートB棟1F	080-8625-7192		○				合同会社バッカス
9	わく・ＷＯＲＫ ランタナ	陣屋町3-18-4	83-6560	83-6561		○			NPO法人蒼空
10	花ファクトリーあけぼの	神代町30-7	50-6582	50-6583		○			社会福祉法人室蘭言泉学園
11	活動支援施設あけぼの	白鳥台2-3-1	50-3547	50-3548		○	○	○	社会福祉法人室蘭言泉学園

②生活介護

	事業所名	住　所	電話番号	ＦＡＸ番号		法人名
1	日中活動センター げんせん	母恋北町1-2-20	23-0520	84-1550		社会福祉法人室蘭言泉学園
2	生活介護事業所 ひまわり	寿町1-1-9	83-7712	83-7112		株式会社ケアサポート
3	ろぐらん（八丁平共生型センターはっち）	八丁平4-25-14	41-7887	41-7888		社会福祉法人えぽっく
4	花ファクトリー あけぼの	神代町30-7	50-6582	50-6583		社会福祉法人室蘭言泉学園
5	活動支援施設 あけぼの	白鳥台2-3-1	50-3547	50-3548		社会福祉法人室蘭言泉学園

■居住系サービス

①共同生活援助（グループホーム）

	事業所名	住　所	電話番号	ＦＡＸ番号		法人名
1	共同生活援助事業所 げんせん	母恋北町2-4-14	24-7080	22-5355		社会福祉法人室蘭言泉学園
2	共同生活援助事業所 岬	母恋南町2-22-3	22-5671	22-5672		NPO法人室蘭市手をつなぐ育成会
3	グループホーム 夢来人	輪西町2-3-17	47-6364	47-5464		NPO法人ひだまりの森
4	ヨツバメイツ室蘭	高砂町4-34-3	080-7668-3500			株式会社TCS international

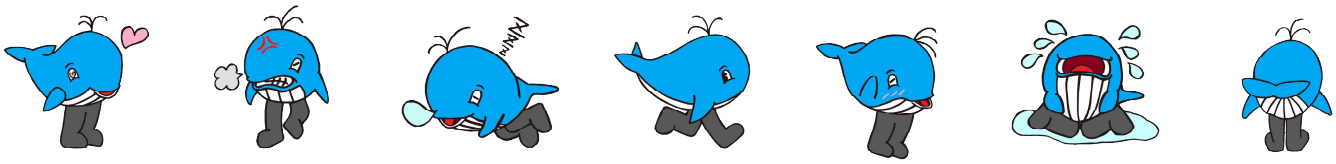

メモらん

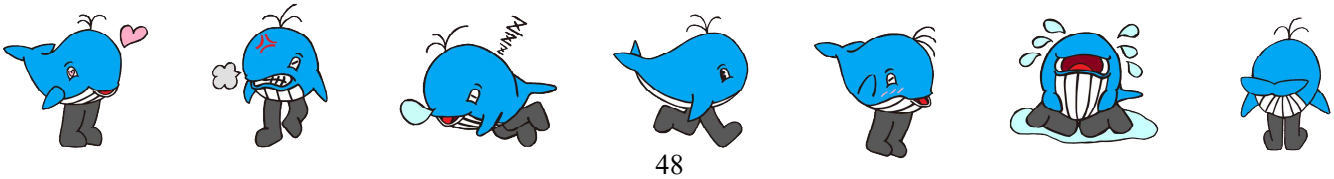

１４．障害者福祉総合センター（愛称：ぴあ２１６）

この施設は、障がいのある人の更生と社会参加を図るほか、ボランティアの育成助長、地域住民への啓発、健常者との相互理解の促進など、障がいのある人の福祉を総合的に推進する施設として設置されました。

■施設のご案内

この施設は、１階の身体障害者社会参加支援施設「障害者福祉センター」と、２階の「ふれあいセンター」の２つの施設で構成される複合施設です。

【１階】

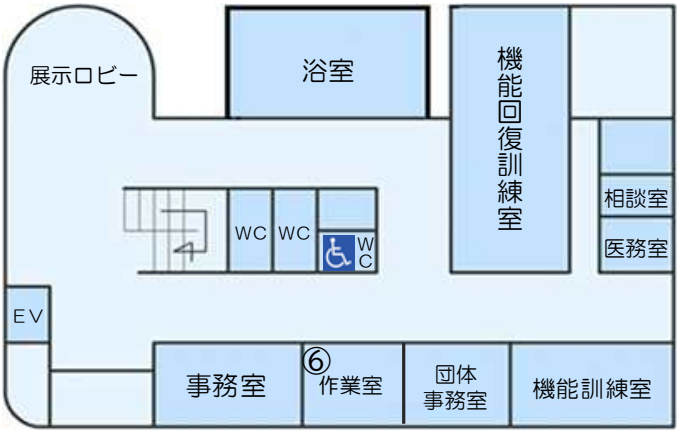

【２階】

※集会室ＡからＣは通して利用が出来ます。

■利用の範囲と受付

障害者団体、ボランティア団体などが、障がいのある人の福祉増進を目的とした行事や会合で利用する場合、上記施設案内図の①～⑥の施設が無料となり、６か月前から受け付けます。（団体登録が必要です。）

一般利用目的の場合は、集会室（①～③）と和室（④）に限り利用でき有料です。

※この場合の利用受付は３か月前からです。

■利用の申込み

直接施設へお越しになり、お申込み願います。施設の空き状況は電話でお問い合わせなさるか、インターネットでの施設予約システムでご確認ください。

施設予約システムによる仮予約もできます。（事前登録が必要です。）

機能回復訓練室、図書室については、障がいのある人個人でのご利用ができますので、ご利用の際は備付けの使用簿に記入のうえ、障害者手帳を提示願います。

■開館時間

火曜日～土曜日　10：00～21：00、日曜日･月曜日　10：00～17：00

■休館日

祝日、年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日)

■地域活動支援センター事業

創作的活動、社会適応訓練などのサービスを講座形式で実施、あるいは機能訓練、入浴サービスと共に総合的に実施し、身体に障がいのある人が地域において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援します。

〈生きがい講座〉で実施している講座、活動の様子や作品

○詩吟　○絵手紙
○編物　○生花
○ｅスポーツ　○書道
○ヨガ　○楽しむ英会話
○カラオケ　○パッチワーク
○ボウリング　○麻雀体操
○ストレッチ　○室内スポーツ
○パークゴルフ
○栄養バランスと簡単料理
○パソコン（視覚障がいのある方、入門、応用）

など

講座「絵手紙」作品↓

講座「書道」「生花」の作品↓

講座「ヨガ」の様子↓

『機能訓練』の様子↓

講座「あみもの」「パッチワーク」作品↓

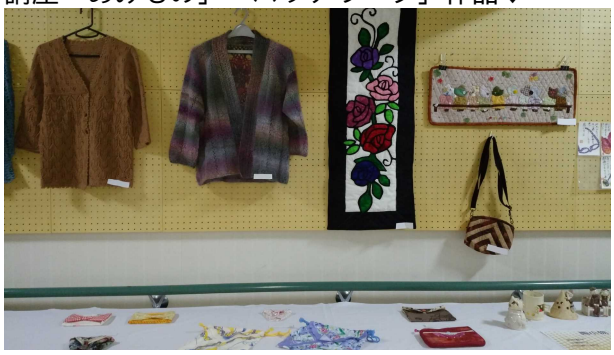

＊問合せ先＊

一般社団法人室蘭身体障害者福祉協会

■住所
室蘭市東町２丁目１番６号
（室蘭市障害者福祉総合センター内）

■電話　45-6611
■ＦＡＸ　45-1003

■Ｅメール
m.p216@bz04.plala.or.jp

１５．市内公共施設の福祉トイレ一覧

室蘭市内の各公共施設には、障がいのある人をはじめ様々な人が利用できるよう、福祉トイレが設置されています。福祉トイレとは、車いすやオストメイト等を使用している人が利用しやすいように設備を整えたものを指します。下記の表は外出時の参考にしてください。

施設名		住所	電話番号	設置箇所	車いす	オストメイト	大型ベッド
1	室蘭民報みんなの水族館（市立室蘭水族館）	祝津町 3-3-12	27-1638	入口側	○		
				休憩所側	○		
				本館１階男子トイレ	簡易型		
2	リーフラスフットボールパーク（室蘭市祝津運動公園）	祝津町 3 丁目 4	090-6296-3584	クラブハウス１階	○	○	
3	カナスチールみたら室蘭（白鳥大橋記念館）	祝津町 4-16-15	26-2030	本館	○	簡易型	
				別棟トイレ	○	○	
4	中央埠頭自由広場	海岸町１丁目		屋外トイレ	○		
5	港の文学館	海岸町 1-1-9	22-1501	１階	○		
6	むろらん広域センタービル	海岸町 1-4-1	22-3197	1・3・4 階	○		
				2 階	○	○	
7	旧室蘭駅舎（室蘭観光協会）	海岸町 1-5-1	23-0102	１階	○	簡易型	
8	室蘭年金事務所	海岸町 1-20-9	50-1002	１階	○		
9	JR 室蘭駅	中央町 4-5-1	22-2382	みどりの窓口横	○		
10	室蘭市役所	幸町 1-2	22-1111	本庁舎西口		○	
				福祉事務所側	○	簡易型	
11	室ガス文化センター	幸町 6-23	22-3156	管理棟１階	○	簡易型	○
				ホール棟１階ロビー	○		
12	DENZAI 環境科学館（室蘭市環境科学館）	本町 2-2-1	22-1058	2 階	○	○	
13	室蘭市図書館		22-1658	１階			
14	室蘭合同庁舎	入江町 1-13		１階	○	○	
15	日鋼室蘭スポーツパーク（入江運動公園陸上競技場）	入江町 1-28	24-3443	１階事務所側	○		
16	㈱栗林商会アリーナ（入江運動公園総合体育館）	入江町 1-62	84-6270	１階	○	○	○
				2 階			

施設名		住所	電話番号	設置箇所	車いす	オストメイト	大型ベッド
17	TETSUGEN 温水プール（入江運動公園温水プール）	入江町 1-62	22-2466	1 階更衣室	○		
18	子ども発達支援センター（あいくる）	母恋南町 2-22-3	22-5500	1 階東側	○		
				1 階西側	○		○
19	地球岬展望台	母恋南町 4 丁目		駐車場 屋外トイレ	簡易型		
20	わにホール室蘭市民会館（室蘭市市民会館）	輪西町 2-5-1	44-1113	1 階	○	簡易型	○
				2 階	○		
21	障害者福祉総合センター（ぴあ 216）	東町 2-1-6	45-6611	1 階	○	○	○
				2 階			
22	JR 東室蘭駅	東町 2-29-4	44-5716	改札横	○	○	○
23	室蘭市保健センター	東町 4-20-6	45-6610	3 階 （健康推進課）	○	簡易型	
24	胆振地方男女共同参画センター（ミンクール）	東町 4-29-1	44-8184	1 階	○	簡易型	
25	FK ホールディングス 生涯学習センターきらん	中島町 2-22-1	83-7750	1 階	○	○	
26	中島公園野球場	宮の森町 4-1	84-6270	1 階男性トイレ	簡易型		
27	室蘭市サンライフ	港北町 1-6-2	55-3040	1 階	○	簡易型	
28	室蘭民俗資料館（とんてん館）	陣屋町 2-4-25	59-4922	1 階	簡易型		
29	望洋台霊園	神代町 115-2	44-1590	管理事務所横 休憩所内	○	簡易型	
30	神代火葬場	神代町 130-2	44-5739	1 階	○	○	○
31	室蘭岳山麓総合公園宿泊研修施設（サンパワー380）	神代町 143-3	44-6055	1 階	○	簡易型	
32	石川げんき館ペトトル	石川町 20-3	59-3443	1 階	○	簡易型	○
				2 階	○		
				プール更衣室	○		

「簡易型」とは

●車いすの場合

個別に備えたものではなく、通常のトイレ内に車いすで使用できるように手すりや空間を確保したもの等のことです。

●オストメイトの場合

専用の流し台を設置できない代わりに、腰掛便座の背もたれに水洗設備をつけたものです。

１６．よくある質問Ｑ＆Ａ

Ｑ１	**障害者手帳は、発行までにどのくらいかかりますか。**
Ａ１	手帳に該当するかどうかの判断は北海道がすることとなるため、申請から交付まで少なくとも１か月半～２か月程度はかかりますのでご了承ください。 詳細については、こちらからご確認ください。→　　１～２ページ
Ｑ２	**障害者手帳を紛失してしまいました。再発行してもらいたいのですが。**
Ａ２	障害福祉課の窓口にて再発行の手続きを行うことができます。 １年以内に写した顔写真（無帽、上半身、単身で縦４センチメートル×横３センチメートルのもの）、マイナンバーカードなどの個人番号が確認できるものをお持ちのうえ、障害福祉課にお越しください。 詳細については、こちらからご確認ください。→　　１～２ページ
Ｑ３	**室蘭市に転入しました。障害者手帳の手続きはどこでするのですか。**
Ａ３	室蘭市の戸籍住民課または蘭東支所にて転入手続きを行った後、前住所地で交付された障害者手帳をご用意いただき、障害福祉課窓口にてお手続きください。 詳細については、こちらからご確認ください。→　　１～２ページ
Ｑ４	**自立支援医療受給者証（精神通院医療）は、発行までにどのくらいかかりますか。**
Ａ４	新規申請、更新の場合は、発行するまでに１か月半～２か月程度、記載内容の変更（住所、医療機関など）の場合は１か月程度かかります。 更新申請は有効期間が切れる月の２か月前から申請できます。 （例：有効期限が１１月３０日に切れる場合は９月１日から更新手続き可能） 早めの手続きをお願いします。認定後に封書にて送付させていただきます。 詳細については、こちらからご確認ください。→　　７ページ

Ｑ５	**自立支援医療受給者証（更生医療）は、発行までにどれくらいかかりますか。**
Ａ５	新規申請および医療内容の変更の場合は、発行するまでに１か月半～２か月程度、更新の場合は１か月～１か月半程度かかります。 記載内容の変更の場合はすぐに発行することが可能です。 詳細については、こちらからご確認ください。→　　６ページ
Ｑ６	**自立支援医療受給者証を紛失してしまいました。再発行してもらいたいのですが。**
Ａ６	障害福祉課の窓口にて再発行の手続きを行うことができます。 なお、更生医療の場合はすぐに発行できますが、精神通院医療の場合は発行するまでに１か月程度かかりますのでご了承ください。 詳細については、こちらからご確認ください。→　　６ページ
Ｑ７	**どのようなサービスを受けられるか、相談したいのですが。**
Ａ７	室蘭市では、２つの事業所で障がいのある人・ご家族の人からの障害福祉に関する様々な相談に応じ、情報提供・助言、障害福祉サービス利用援助などの必要な支援を行う　「相談支援事業」を実施しています。 事業所によって相談できる日や時間が異なるため、ご確認のうえ、ご連絡ください。 詳細については、こちらからご確認ください。→　　３ページ
Ｑ８	**有料道路割引の適用を受ける手続きについて教えてください。**
Ａ８	次の１または２に該当する場合に、有料道路の通行料金が半額になります。 １.身体障害者手帳の第１種または療育手帳Ａの人 ２.身体障害者手帳の第２種の人（障がいのある人が運転する場合に限ります） 申請される場合は、障害福祉課窓口までお越しいただき、手続きを済ませてください。割引には有効期限がありますので、更新する場合は期限の２か月前から障害福祉課窓口で手続き可能です。 詳細については、こちらからご確認ください。→　　１２ページ
Ｑ９	**障がいのある子の通学時に移動支援事業は利用できますか。**
Ａ９	原則として利用対象外となりますが、保護者の方の病気・怪我等のやむを得ない理由により特例的に認められる場合がありますので、障害福祉課までご相談ください。 詳細については、こちらからご確認ください。→　　２６ページ

１７．参考資料

（１）身体障害者障害程度等級表（身体障害者福祉法施行規則別表）

障害機能参考	級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	肢体不自由	
			聴覚障害	平衡機能障害		上肢	下肢
重度	1級	視力の良い方の眼の視力が0.01以下のもの				1. 両上肢の機能を全廃したもの 2. 両上肢の手関節以上で欠くもの	1. 両下肢の機能を全廃したもの 2. 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
	2級	1. 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2. 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3. 周辺視野角度総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が28度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100dB以上のもの（両耳全ろう）			1. 両上肢の機能の著しい障害 2. 両上肢のすべての指を欠くもの 3. 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4. 一上肢の機能を全廃したもの	1. 両下肢の機能の著しい障害 2. 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの
中度	3級	1. 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの 2. 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	両耳の聴力レベルが90dB以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能言語機能又はそしゃく機能の喪失	1. 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2. 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3. 一上肢の機能の著しい障害 4. 一上肢のすべての指を欠くもの 5. 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1. 両下肢をショパー関節以上で欠くもの 2. 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3. 一下肢の機能を全廃したもの
	4級	1. 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの 2. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3. 両眼開放視認点数が70点以下のもの	1. 両耳の聴力レベルが80dB以上のもの（耳介に接しなければ語声語を理解し得ないもの） 2. 両耳による普通語声の最良の語音明瞭度が50%以下のもの		音声機能言語機能又はそしゃく機能の著しい障害	1. 両上肢のおや指を欠くもの 2. 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうちいずれか一関節の機能を全廃したもの 4. 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5. 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の3指を欠くもの 7. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の3指の機能を全廃したもの 8. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の4指の機能の著しい障害	1. 両下肢のすべての指を欠くもの 2. 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3. 一下肢の下腿の2分の1以上で欠くもの 4. 一下肢の機能の著しい障害 5. 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6. 一下肢が健側に比して10cm以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの
軽度	5級	1. 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2. 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3. 両眼中心視野角度が56度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの 5. 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの		平衡機能の著しい障害		1. 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうちいずれか一関節の機能の軽度の障害 3. 一上肢のおや指を欠くもの 4. 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5. 一上肢のおや指又はひとさし指の機能の著しい障害 6. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の3指の機能の著しい障害	1. 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2. 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3. 一下肢が健側に比して5cm以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの
	6級	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	1. 両耳の聴力レベルが70dB以上のもの（40cm以上の距離で発声された会話語を理解し得ないもの） 2. 一側耳の聴力レベルが90dB以上、他側耳の聴力レベルが50dB以上のもの			1. 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2. ひとさし指を含めて一上肢の2指を欠くもの 3. ひとさし指を含めて一上肢の2指の機能を全廃したもの	1. 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2. 一下肢の足関節の機能の著しい障害
	7級					1. 一上肢の機能の軽度の障害 2. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうちいずれか一関節の機能の著しい障害 3. 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4. ひとさし指を含めて一上肢の2指の機能の著しい障害 5. 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6. 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	1. 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2. 一下肢の機能の軽度の障害 3. 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4. 一下肢のすべての指を欠くもの 5. 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6. 一下肢が健側の比して3cm以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの

※太線より上位＝１種となる目安

級別	肢体不自由			心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウィルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害						
	体幹	乳児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
		上肢機能	移動機能							
1級	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	心臓の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
2級	1. 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2. 体幹の機能障害により立ち上る事が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
3級	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く）	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限せれるものを除く）
4級		不随意運動・失調等により上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5級	体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの							
6級		不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの							
7級		上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの							

備考

1　同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、１級上の級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、該当等級とする。
2　肢体不自由においては、７級に該当する障害が２以上重複する場合は、６級とする。
3　異なる等級について２以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。
4　「視力」は万国式試視力表により測ったものをいい，屈折異常のある者は、矯正視力にて測ったものをいう。
5　「周辺視野角度」はⅠ/４視標により、「両眼中心視野角度」はⅠ/２視標により測ったものをいう。
6　「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。
7　「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。
8　上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長(上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をもって計測したものをいう。
9　下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。

（２）国民年金法障害等級表（障害基礎年金、特別児童扶養手当適用）

障害の程度	障　害　の　状　態
１級　１	両眼の視力がそれぞれ０．０３以下のもの 一眼の視力が０．０４、他眼の視力が手動弁以下のもの ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ／４視標による周辺視野角度の和がそれぞれ８０度以下かつⅠ／２視標による両眼中心視野角度が２８度以下のもの 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が７０点以下かつ両眼中心視野視認点数が２０点以下のもの
２	両耳の聴力レベルが１００デシベル以上のもの
３	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
４	両上肢のすべての指を欠くもの
５	両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
６	両下肢の機能に著しい障害を有するもの
７	両下肢を足関節以上で欠くもの
８	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
９	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
１０	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
１１	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって，その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
２級　１	両眼の視力がそれぞれ０．０７以下のもの 一眼の視力が０．０８、他眼の視力が手動弁以下のもの ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ／４視標による周辺視野角度の和がそれぞれ８０度以下かつⅠ／２視標による両眼中心視野角度が５６度以下のもの 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が７０点以下かつ両眼中心視野視認点数が４０点以下のもの
２	両耳の聴力レベルが９０デシベル以上のもの
３	平衡機能に著しい障害を有するもの
４	そしゃくの機能を欠くもの
５	音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
６	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
７	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
８	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
９	一上肢のすべての指を欠くもの
１０	一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
１１	両下肢のすべての指を欠くもの
１２	一下肢の機能に著しい障害を有するもの
１３	一下肢を足関節以上で欠くもの
１４	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
１５	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
１６	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
１７	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

備考：視力の測定は万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する

（３）障害児福祉手当障害程度表

注）法に定められた障害程度の一部を掲載

- 両眼の視力がそれぞれ０．０２以下のもの
- 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
- 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 両上肢のすべての指を欠くもの
- 両下肢の用を全く廃したもの
- 両大腿を２分の１以上失ったもの
- 体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの
- 前各号に揚げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- 身体の機能の障害若しくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

備考：　視力の測定は万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

（４）特別障害者手当障害程度表

注）法に定められた障害程度の一部を掲載

- 両眼の視力がそれぞれ０．０３以下のもの、又は一眼の視力が０．０４、他眼の視力が手動弁以下のもの
- 両耳の聴力レベルが１００デシベル以上のもの
- 両上肢の機能に著しい障害を有するものまたは両上肢のすべての指を欠くもの若しくは両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- 両下肢の機能に著しい障害を有するものまたは両下肢を足関節以上で欠くもの
- 体幹の機能に座っていることができない程度または立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- 前各号に揚げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

※上記障害を２つ以上有するかまたは、上記のほかに、別に定められている障害程度と重複した障害を有すること

備考：視力の測定は万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

バージョン：２３．１．３
最終編集日：令和 5 年 12 月 22 日

室蘭市保健福祉部障害福祉課

〒051-8511 室蘭市幸町1番2号

ＴＥＬ：0143−25−1155
ＦＡＸ：0143−25−1166
Ｅメール：syougai@city.muroran.lg.jp

<障害福祉課ホームページ>
http://www.city.muroran.lg.jp/main/org4300.html

↓↓↓スマートフォンをお持ちの方はこちらから↓↓↓